

第2章 自然的条件及び社会的条件の現況

第2章 自然的条件及び社会的条件の現況

1 調査範囲の設定

当該破碎施設は、図 2-1-1-1 に示すとおり、札幌市東部に位置する白石清掃工場の敷地内に計画している。

計画する施設の種類の、廃棄物処理法における「破碎施設」に該当し、第3章に後述するとおり、施設の稼働及び車両の走行に伴い、粉じん、騒音、振動、低周波音、悪臭等の周辺環境への影響が想定される。

当該事業の特性を踏まえ、主な調査範囲（以下調査対象地域）は、図 2-1-1-2 に示すとおり、主要な接続道路を含む事業敷地の周辺 1～2 km の範囲とした。

また、項目ごとの対象範囲は、第3章に後述する（図 3-1-1 参照）。

なお、自然的条件及び社会的条件の現況把握は、原則として調査対象地域を調査範囲とするものの、調査対象地域に限定して調査を行うことが困難な場合には札幌市全域を対象とした。

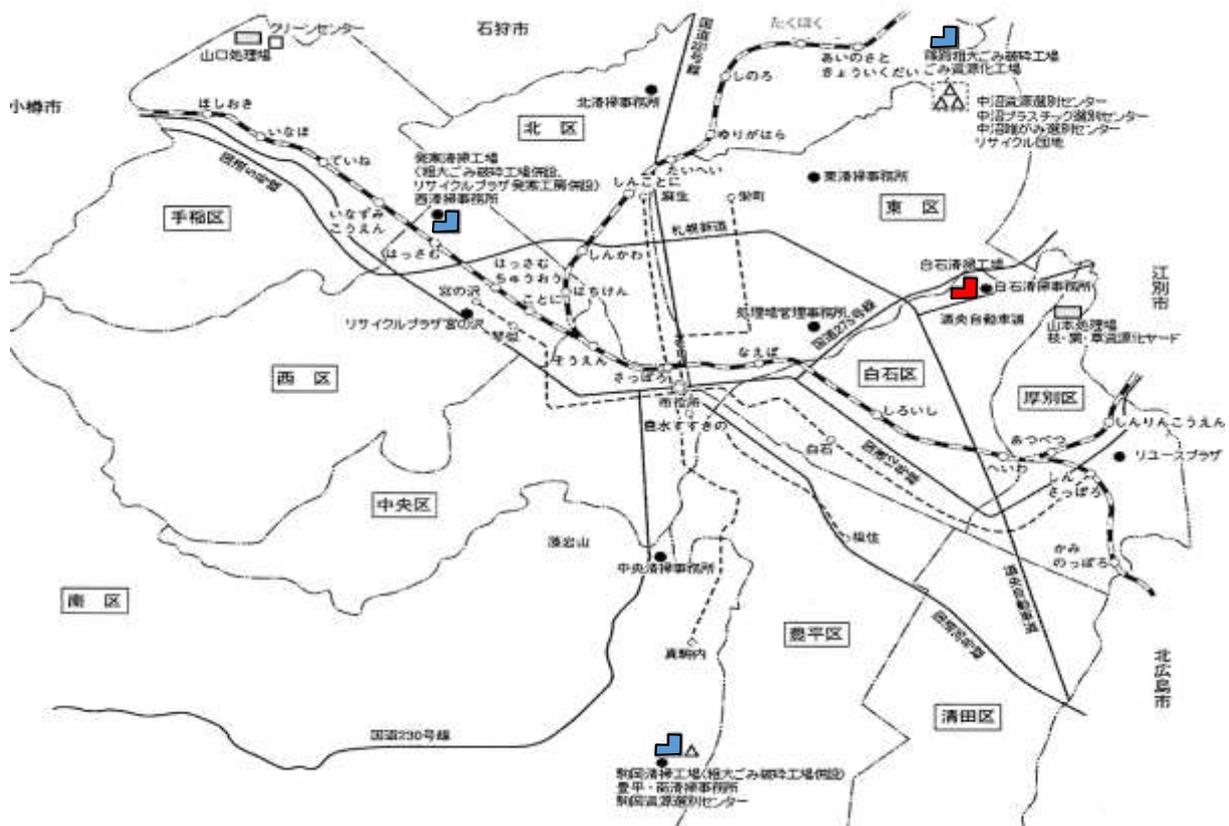


図 2-1-1-1 市内の廃棄物処理施設及び白石清掃工場の位置



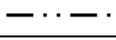
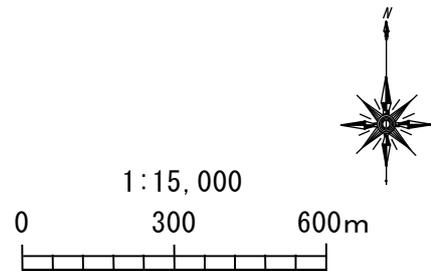
凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	調査対象地域

図 2-1-1-2 主な調査対象地域

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和 3 年 6 月 9 日発行)を使用したものである。



2 自然的条件及び社会的条件の現況

(1) 気象（風向、風速、気温、湿度、積雪深等）

調査対象地域には気象観測施設は存在していないが、市内には札幌管区気象台（中央区北2条西18丁目2番地）及び山口地域気象観測所（手稲区手稲山口）がある。

年間を通じて気象観測を行っている地点は、札幌管区気象台が事業敷地から最も近いことから、気象の現況については札幌管区気象台の過去の月別観測結果（1991年～2020年の30年間の平年値）の気象データを取りまとめることとし、表2-2-1-1に示した。なお、札幌管区気象台は、図2-2-1-1に示す事業敷地から西南西に約9.5kmの地点に位置している。

風況については、風速が4月から5月にかけてやや大きい傾向にあり、風向は5月から11月にかけては南東～南南東方向、12月から4月にかけては北西方向の風が卓越している。

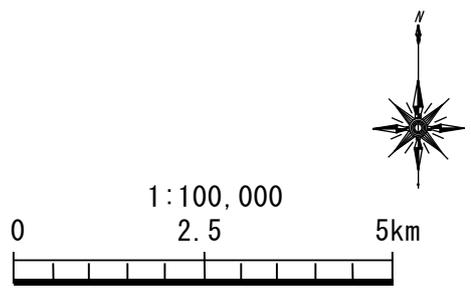
令和2年（2020年）の年間風配図を図2-2-1-2に示す。



凡 例	
	事業敷地
	市町村界
	区界
	札幌管区気象台

図 2-2-1-1 気象観測所位置図

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 200,000「札幌」の地形図(令和元年6月1日発行)を使用したものである。



出典：「地域気象観測所一覧」(気象庁, 令和3年10月5日現在)より作図

表 2-2-1-1 札幌管区気象台における気象の概況

	最多風向 (16 方位)	平均風速 (m/s)	平均気温 (℃)	降水量 (mm)	湿度 (%)	積雪深 (cm)
統計年	30 年	30 年	30 年	30 年	30 年	30 年
1 月	北西	3.3	-3.2	108.4	69	76
2 月	北西	3.4	-2.7	91.9	68	95
3 月	北西	3.8	1.1	77.6	65	82
4 月	北西	4.2	7.3	54.6	61	22
5 月	南東	4.2	13.0	55.5	65	—
6 月	南東	3.7	17.0	60.4	72	—
7 月	南東	3.6	21.1	90.7	75	—
8 月	南東	3.5	22.3	126.8	75	—
9 月	南東	3.2	18.6	142.2	71	—
10 月	南南東	3.4	12.1	109.9	67	1
11 月	南南東	3.4	5.2	113.8	67	15
12 月	北西	3.2	-0.9	114.5	68	47
年	南東	3.6	9.2	1,146.1	69	97

注 1) 札幌管区気象台の位置は中央区北 2 条西 18 丁目 2 番地である。

2) 風向風速計の地上高さは、59.5m である。

3) 平年値は 1991 年～2020 年の 30 年間の観測値の平均をもとに算出している。

出典：「札幌管区気象台データ」

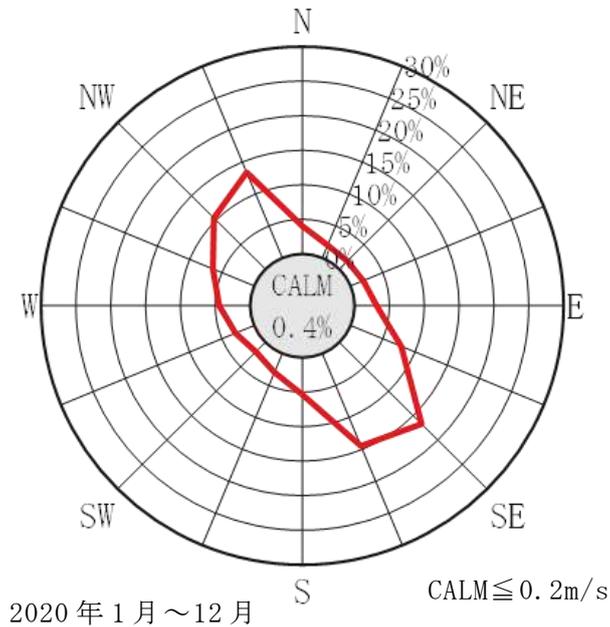


図 2-2-1-2 令和 2 年(2020 年)年間風配図 (札幌管区気象台)

(2) 水象（周辺の河川、地下水、水利用等の状況）

ア 周辺の河川

調査対象地域における河川の状況を、表 2-2-2-1 及び図 2-2-2-1 に示す。

近接する豊平川（下流域）は、表中**太字**で示すとおり、水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準（河川）のB類型に指定されている。

表 2-2-2-1 調査対象地域における河川の状況

水系名	図中 番号	河川名					環境基準 類型指定	流域面積 (km ²)	流路延長 (km)
		本 川	1 次	2 次	3 次	4 次			
石狩川	—	石狩川					上流(1): AA(イ) 上流(2): A(イ) 上流(4): B(ロ) 中流・下流: B(ロ)	14,330.0	268.2
	—	・	茨戸川				上流: B(ロ) 中流: B(ハ) 下流: B(ロ)	145.1	17.4
	—	・	伏籠川				無	39.0	14.8
	—	・	篠路新川				無	35.4	4.9
	①	・	雁来新川				無	14.4	4.7
	②	・	雁来川				無	5.9	3.2
	③	・	豊平川				上流: A(イ) 中流: B(イ) 下流: B(ハ)	902.3	72.5
	—	・	厚別川				A(イ)	182.4	41.7
	④	・	旧豊平川				無	8.9	3.5
	⑤	・	北白石川				無	3.2	4.2
	⑥	・	月寒川				A(イ)	36.8	19.5

- 注 1) 石狩川の環境基準類型指定水域は以下のとおりである。
 石狩川上流(1): 留辺志部川合流点より上流
 石狩川上流(2): 留辺志部川合流点から旭川市末広東3条7丁目22番地(旭川市石狩川浄水場接合井)地先まで
 石狩川上流(4): 旭川市末広東3条7丁目22番地(旭川市石狩川浄水場接合井)地先から雨竜川合流点まで
 石狩川中流・下流: 雨竜川合流点より下流
- 2) 豊平川の環境基準類型指定水域は以下のとおりである。
 豊平川上流: 白川浄水場取水口から上流
 豊平川中流: 白川浄水場取水口から函館本線豊平川鉄橋まで
豊平川下流: 函館本線鉄橋、望月寒川函館本線鉄橋、月寒川函館本線鉄橋、厚別川函館本線鉄橋、野津幌川函館本線鉄橋から下流
- 3) 茨戸川の環境基準類型指定水域は以下のとおりである。
 茨戸川上流: ペケレット湖入口から上流
 茨戸川中流: ペケレット湖入口、創成川北16条橋から樽川合流点まで
 茨戸川下流: 樽川合流点から下流
- 4) 厚別川の環境基準類型指定水域は以下のとおりである。
 厚別川: 函館本線鉄橋から上流
- 5) 月寒川の環境基準類型指定水域は以下のとおりである。
 月寒川: 函館本線鉄橋から上流
- 6) 達成期間「イ」は類型指定後、直ちに達成すること。
 達成期間「ロ」は類型指定後、5年以内で可及的すみやかに達成すること。
 達成期間「ハ」は類型指定後、5を超える期間で可及的すみやかに達成すること。

出典: 「北海道河川一覧」((社)北海道土木協会, 平成7年9月)
 「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況」
 (北海道環境生活部, 平成27年3月27日現在)

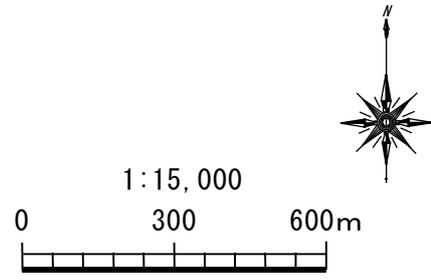


凡 例			
		事業敷地	
		白石破碎工場の建設予定地	
		既存施設(供用中の白石清掃工場)	
		市 町 村 界	
		区 界	
		河川 (環境基準 B 類型)	
		河川 (環境基準指定無し)	
		流 向	
①	雁 来 新 川	④	旧 豊 平 川
②	雁 来 川	⑤	北 白 石 川
③	豊 平 川	⑥	月 寒 川 ※

※月寒側は上流部のみ類型指定あり。

図 2-2-2-1 周辺の河川の状況

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和 3 年 6 月 9 日発行)を使用したものである。



出典：「事業課河川図」(札幌土木現業所)
 「生活環境の保全に関する環境基準の水域類型指定状況 (河川類型指定状況)」
 (北海道, 平成 27 年 3 月 27 日現在) より作図

イ 地下水

調査対象地域において、地下水位は観測されていない。

ウ 水利用等の状況

(ア) 水道施設

札幌市においては、札幌市上水道の水道施設として、2箇所のダム（豊平峡ダム及び定山溪ダム）、5箇所の浄水場（藻岩浄水場、白川浄水場、定山溪浄水場、西野浄水場、宮町浄水場）、36箇所の配水池及び39箇所のポンプ場がある。

「札幌市水道事業年報 令和2年度版」（札幌市水道局，令和3年10月）によると調査対象地域には配水池及びポンプ場はない。

また、札幌市全体、白石区及び東区の水道普及状況を表2-2-2-2に、調査対象地域における給水区域を図2-2-2-2に示す。

表2-2-2-2 水道普及状況（札幌市上水道）

(令和3年3月31日現在)

市区	給水人口 (人)	給水世帯数 (-)	普及率 (%)
札幌市	1,965,008	975,002	99.9
白石区	212,571	112,094	99.9
東区	263,649	130,741	99.9

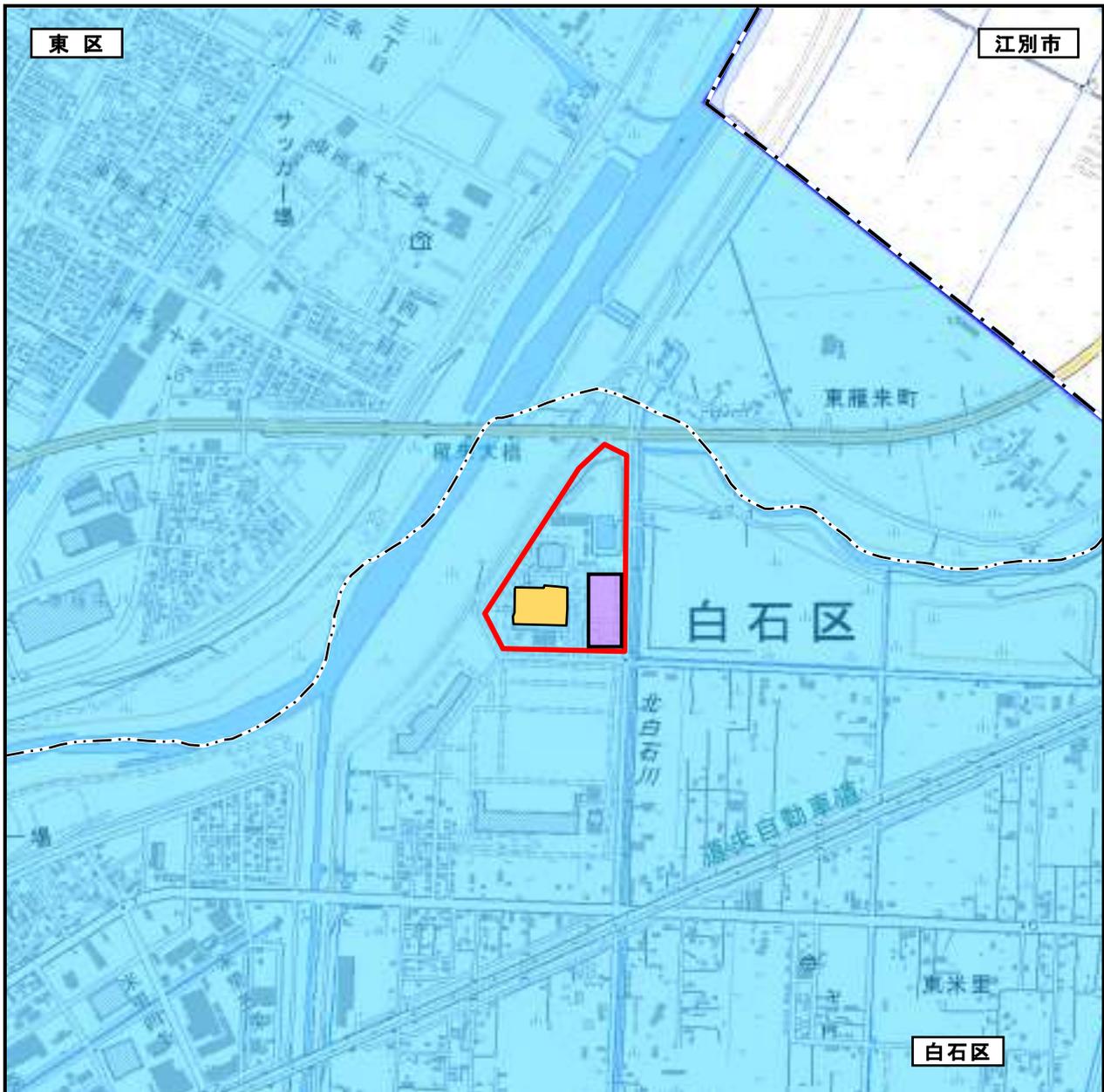
出典：「札幌市水道事業年報 令和2年度版」（札幌市水道局，令和3年10月）

(イ) 水資源保全地域

調査対象地域においては、令和3年10月現在、北海道水資源の保全に関する条例（平成24年3月30日北海道条例第9号）に基づく水資源保全地域はない。

(ウ) 水利権

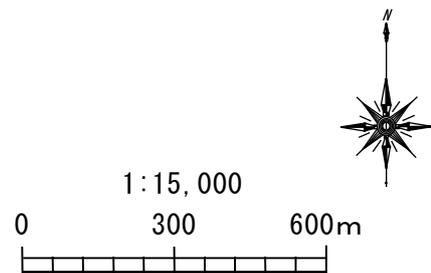
「一級水系水利権調書」（(社)北海道土木協会，平成13年11月）、「二級河川水利権調書」（(社)北海道土木協会，平成13年3月）及び「普通河川水利権調書」（(社)北海道土木協会，平成13年3月）によると、調査対象地域の河川に水利権は設定されていない。



凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市町村界
	区界
	札幌市上水道給水区域

図 2-2-2-2 周辺の給水区域

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



出典：「さっぽろの水道 令和3(2021)年度」(札幌市水道局)より作図

(エ) 内水面漁業権

石狩川水系には表 2-2-2-3 に示す内水面共同漁業権が設定されているが、石狩川本川と茨戸川観音橋から下流であり、調査対象地域内には設定されていない。

また、「内水面区画漁業権免許状況一覧表（第14次）」（北海道，平成31年1月）によると、調査対象地域内の河川に内水面区画漁業権は設定されていない。

表 2-2-2-3 内水面共同漁業権の設定状況

河川名	漁業権番号	漁業種類	漁業の名称	漁場区域
石狩川 茨戸川 茨戸川と 石狩川を 連絡する 運河	石内共 第1号	第1種共同漁業	しじみがい漁業	・石狩川 (基点第1号と基点第2号を結んだ線から下流) 基点第1号：札幌市と石狩市の境界線と 石狩川左岸との交点 基点第2号：石狩市と当別町の境界線と 石狩川右岸との交点 ・茨戸川（道道矢白場札幌線観音橋上流端 の線から下流） 茨戸川と石狩川を連絡する運河
		第5種共同漁業	わかさぎ漁業 やつめうなぎ漁業 えび漁業 もくずがに漁業	

出典：「内水面共同漁業権免許状況一覧表（第7次）」（北海道，平成27年7月）

(オ) 保護水面及び資源保護水面

「令和2年改訂版 北海道漁業調整規則」（(株)水産北海道協会，令和3年2月）によると、調査対象地域内の河川は保護水面や資源保護水面に指定されていない。

(カ) 地下水利用状況

調査対象地域における地下水揚水施設の状況を、表 2-2-2-4 及び図 2-2-2-3 に示す。

地下水を利用している施設は、事業敷地内にある白石清掃工場及び事業敷地の上流域に位置する協和交通(株)がある。

表 2-2-2-4 調査対象地域の揚水施設の状況

(平成26年8月現在)

図中 番号	事業場名称	住所	事業敷地 からの距離
①	白石清掃工場	白石区東米里 2170-1	—(敷地内)
②	協和交通(株) 本社車庫	白石区米里 5 条 2 丁目 2-30	840m

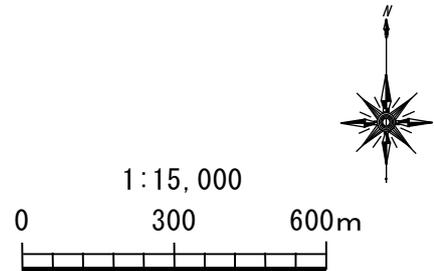
出典：「揚水施設一覧」（札幌市，平成26年8月現在）



凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	揚 水 施 設
①	白 石 清 掃 工 場
②	協和交通(株)本社車庫

図 2-2-2-3 地下水の揚水施設

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和 3 年 6 月 9 日発行)を使用したものである。



出典：「揚水施設一覧」(札幌市、平成 26 年 8 月現在) より作図

(3) 地形、地質等（土質・地盤・ボーリングデータ等含む）

ア 地形の分布状況

調査対象地域における地形分類図は図 2-2-3-1 に示すとおりで、事業敷地は自然堤防・砂州に位置している。

イ 地すべり地形

「地すべり地形分布図 札幌」（防災科学技術研究所，2010年7月）によると、調査対象地域には地すべり地形はない。

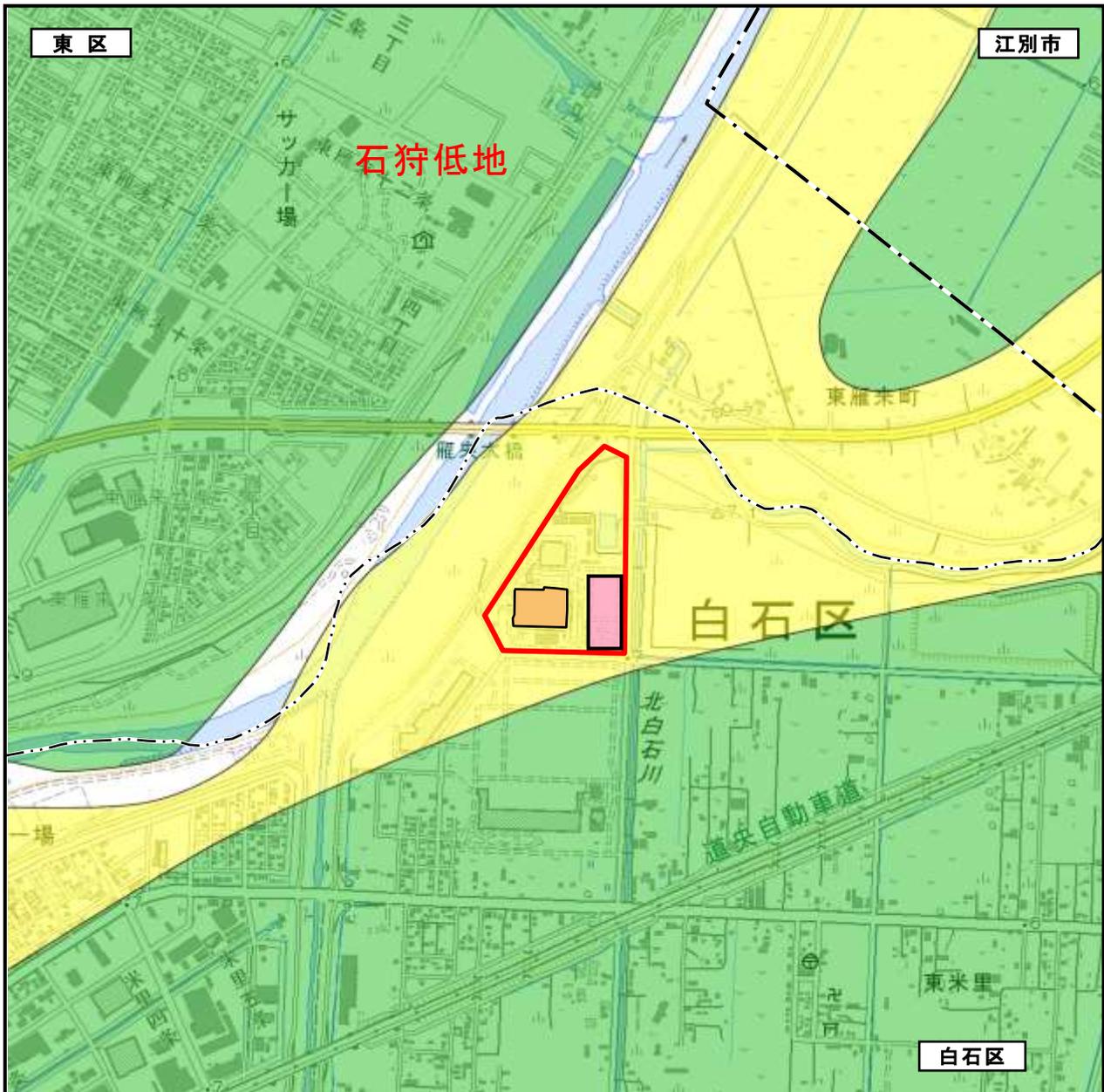
ウ 地質の分布状況

調査対象地域における表層地質は表 2-2-3-1 及び図 2-2-3-2 に示すとおりで、事業敷地及びその周辺には埴土が広く分布している。

表 2-2-3-1 調査対象地域に分布する地質

地質時代		地層名		記号	岩相
第四紀	沖積世	泥 炭 土	高位泥炭	Ph	ミツゴケ，ホロムイスゲ泥炭
			低位泥炭	P1	ヨシ泥炭
		豊平川氾濫原堆積物	丘珠埴土	To	埴土

出典：「5万分の1地質図 札幌」（北海道地下資源調査所，昭和29年12月）



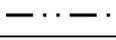
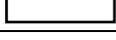
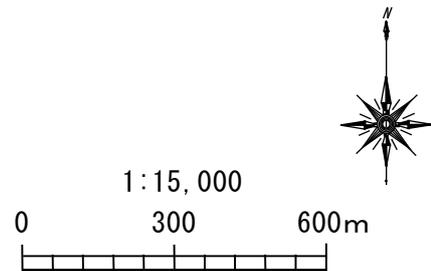
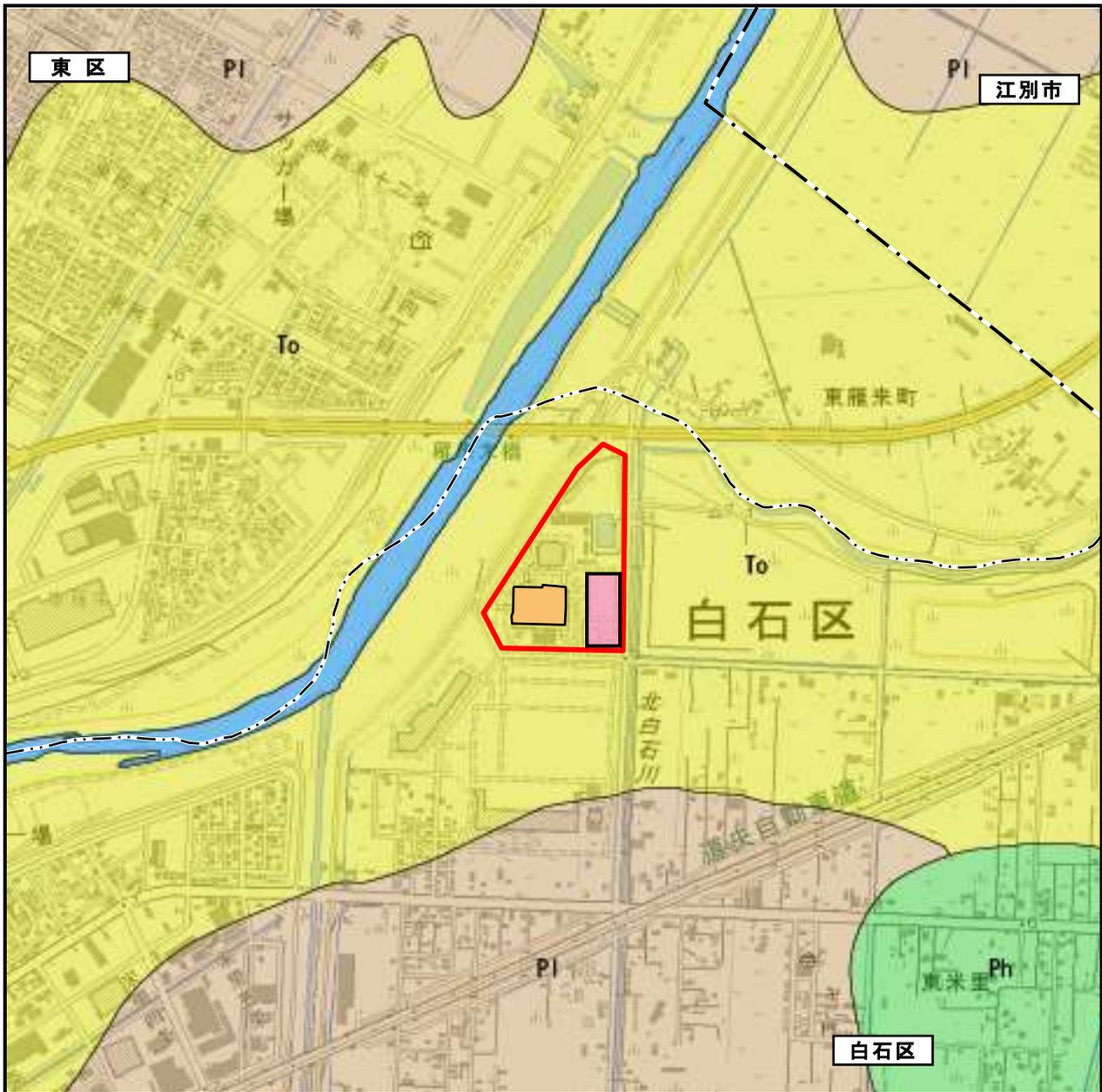
凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	三 角 州 性 低 地
	自 然 堤 防 ・ 砂 州
	旧 河 川

図 2-2-3-1 地形分類図

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和 3 年 6 月 9 日発行)を使用したものである。



出典：「土地分類図(地形分類図)北海道 I (石狩・後志・胆振支庁)」(国土庁土地局, 昭和 50 年) より作図



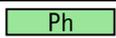
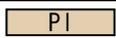
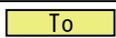
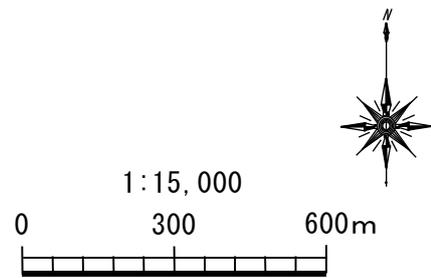
凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	ミツゴケ、ホロムイスゲ泥炭
	ヨ シ 泥 炭
	埴 土
	開 放 水 域

図 2-2-3-2 表層地質図

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



出典：「5万分の1地質図 札幌」(北海道地下資源調査所, 昭和29年12月)より作図

エ 断層等

「活断層図 北海道地域」（国土交通省国土地理院ホームページ）によると、調査対象地域に活断層は存在しないが、図 2-2-3-3 に示すとおり、事業敷地の約 4 km 東方向に野幌丘陵断層帯の活撓曲が確認されている。

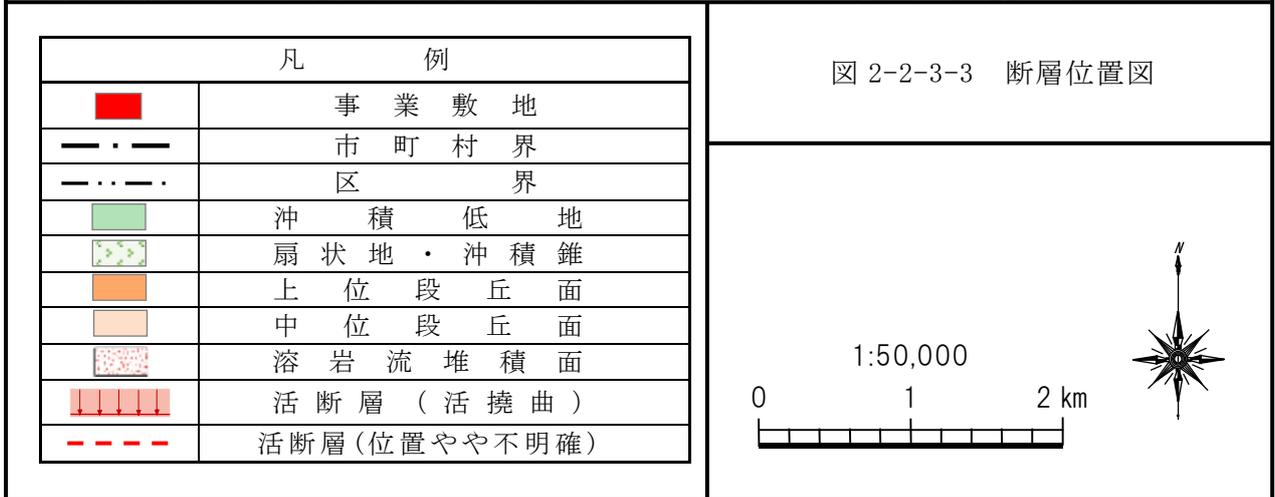
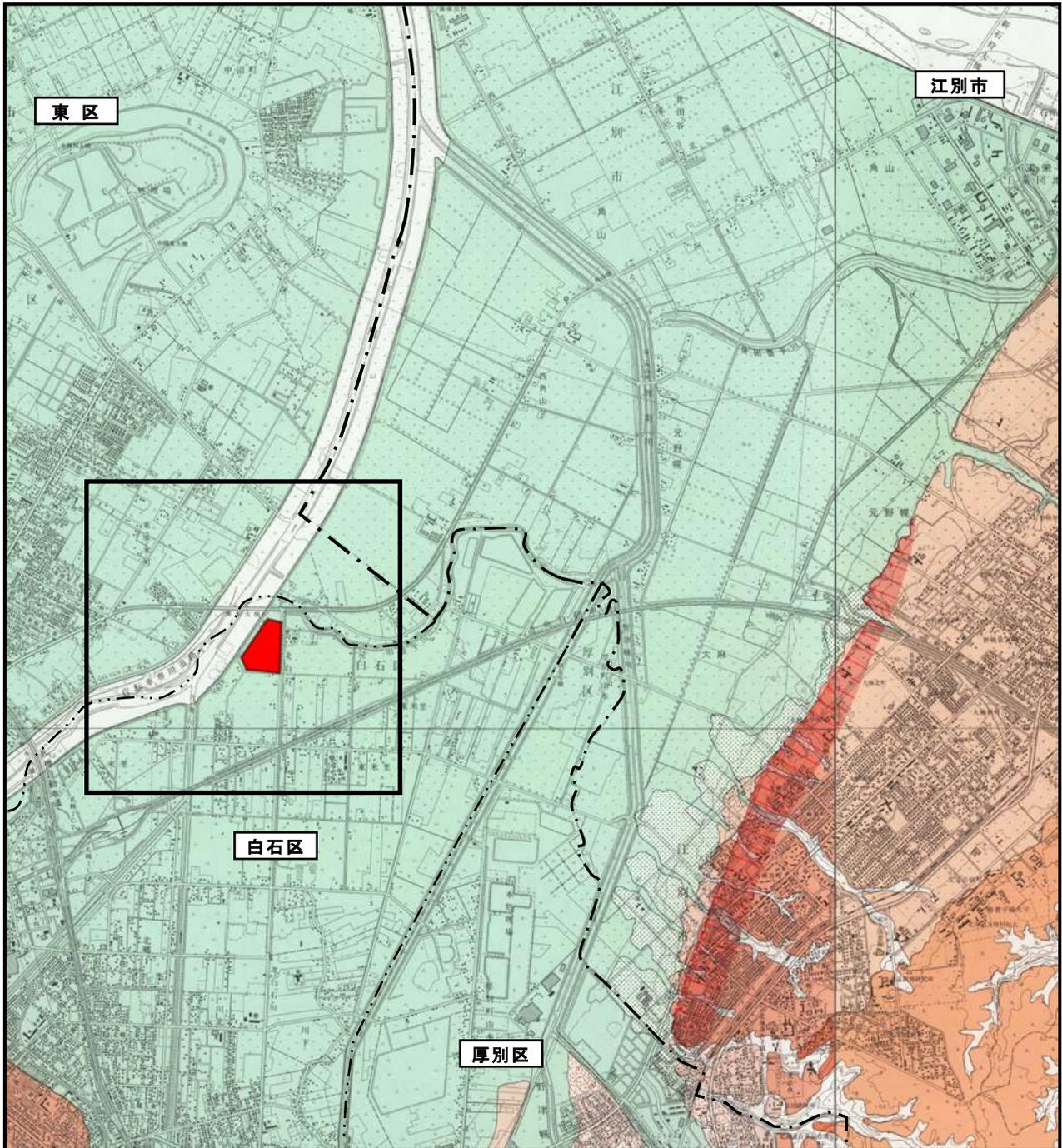
なお、「第3次地震被害想定について(想定結果)」（平成20年度札幌市防災会議，平成20年9月）によると、表 2-2-3-2 に示すとおり、市内には3つの伏在活断層の存在が想定される。

表 2-2-3-2 市内における伏在活断層の状況

項目	単位	伏在活断層		
		野幌丘陵断層	月寒断層	西札幌断層
名称	—	野幌丘陵断層	月寒断層	西札幌断層
地震の種類	—	内陸型	内陸型	内陸型
長さ	km	32	28	16
幅	km	22	20	16
上端深さ	km	6.0	6.0	5.0
マグニチュード	MJma	7.5	7.3	6.7

出典：「第3次地震被害想定について(想定結果)」

(平成20年度札幌市防災会議，平成20年9月)



出典：「活断層図 北海道地域整備範囲」（国土地理院，令和3年10月5日現在）より作図

(4) 道路及び交通の状況

ア 主な交通施設の分布

調査対象地域における主な交通施設は、表 2-2-4-1 及び図 2-2-4-1 に示すとおりである。

表 2-2-4-1 調査対象地域における主な交通施設

区分	図中 番号	路線名
高速自動車国道	①	道央自動車道
一般国道	②	一般国道 275 号
一般道道	③	一般道道 626 号東雁来江別線
都市計画道路	④	市道 8 号幹道線
	⑤	市道米里線
	⑥	市道東米里連絡線
	⑦	市道 8 号幹道線

出典：「札幌市地図情報サービス 都市計画道路」

(札幌市ホームページ, 令和 4 年 3 月現在)

イ 施設への接続道路

施設への接続道路は、表 2-2-4-2 及び図 2-2-4-2 に示すとおりである。

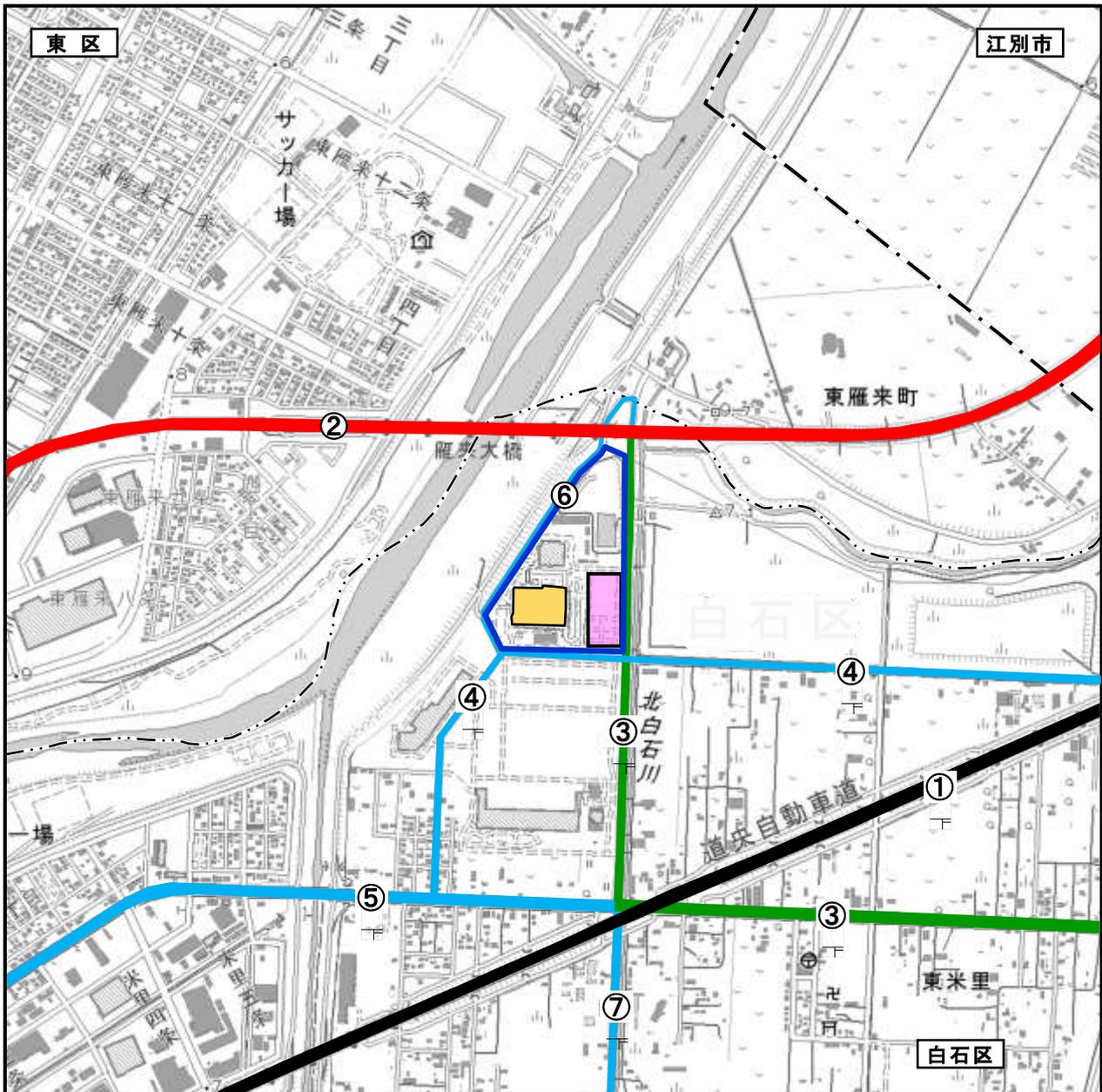
表 2-2-4-2 施設への接続道路

図中 番号	区分	路線名称	舗装状況
①	国道	一般国道 275 号	アスファルト舗装
②	道道	一般道道 626 号東雁来江別線	アスファルト舗装
③	市道	市道 8 号幹道線	アスファルト舗装
④	市道	市道米里線	アスファルト舗装
⑤	市道	市道米里連絡線	アスファルト舗装

出典：「札幌市地図情報サービス 都市計画道路」

(札幌市ホームページ, 令和 4 年 3 月現在)

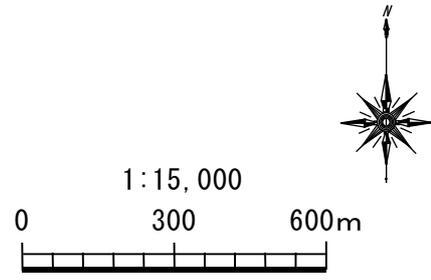
「札幌の都市交通データブック 2020 年版」(札幌市, 令和 3 年 3 月)



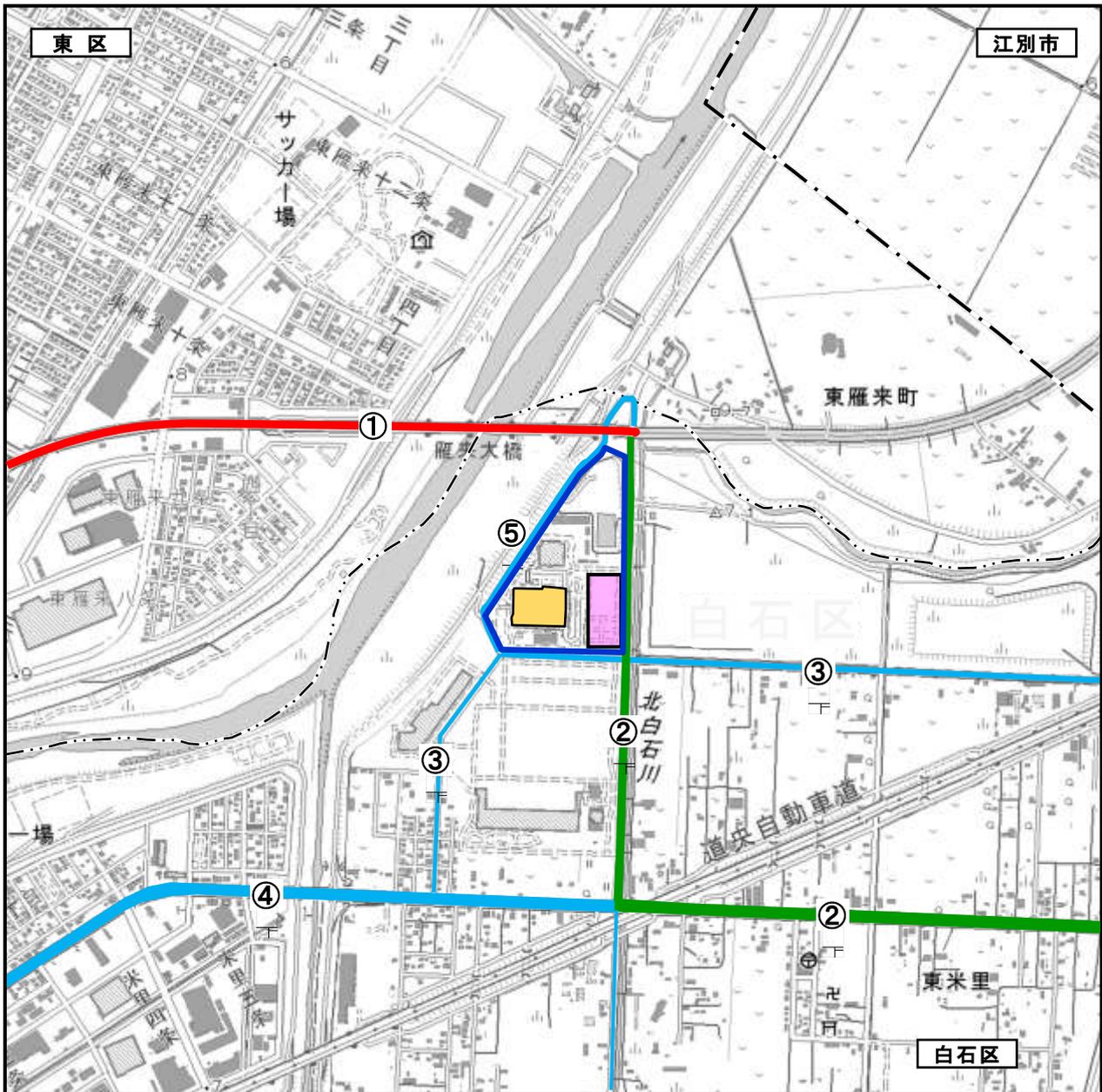
凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	高速自動車国道
	一 般 国 道
	一 般 道 道
	市 道
①	道 央 自 動 車 道
②	一 般 国 道 2 7 5 号
③	一 般 道 道 6 2 6 号 東 雁 来 江 別 線
④	市 道 8 号 幹 道 線
⑤	市 道 米 里 線
⑥	市 道 東 米 里 連 絡 線
⑦	市 道 8 線 幹 道 線

図 2-2-4-1 交通施設(主要道路)

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和 3 年 6 月 9 日発行)を使用したものである。



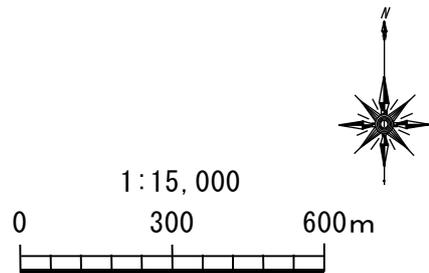
出典：「札幌市地図情報サービス 都市計画道路」(札幌市ホームページ, 令和 4 年 3 月現在) より作図



凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	一 般 国 道
	一 般 道 道
	市 道
①	一 般 国 道 2 7 5 号
②	一 般 道 道 6 2 6 号 東 雁 来 江 別 線
③	市 道 8 号 幹 道 線
④	市 道 米 里 線
⑤	市 道 東 米 里 連 絡 線

図 2-2-4-2 施設への接続道路

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和 3 年 6 月 9 日発行)を使用したものである。



出典：「札幌市地図情報サービス 都市計画道路」(札幌市ホームページ, 令和 4 年 3 月現在) より作図

ウ 交通量の状況

調査対象地域の主要路線における交通量は、表 2-2-4-3 及び図 2-2-4-3 に示すとおりである。

表 2-2-4-3 主要な交通施設の交通量

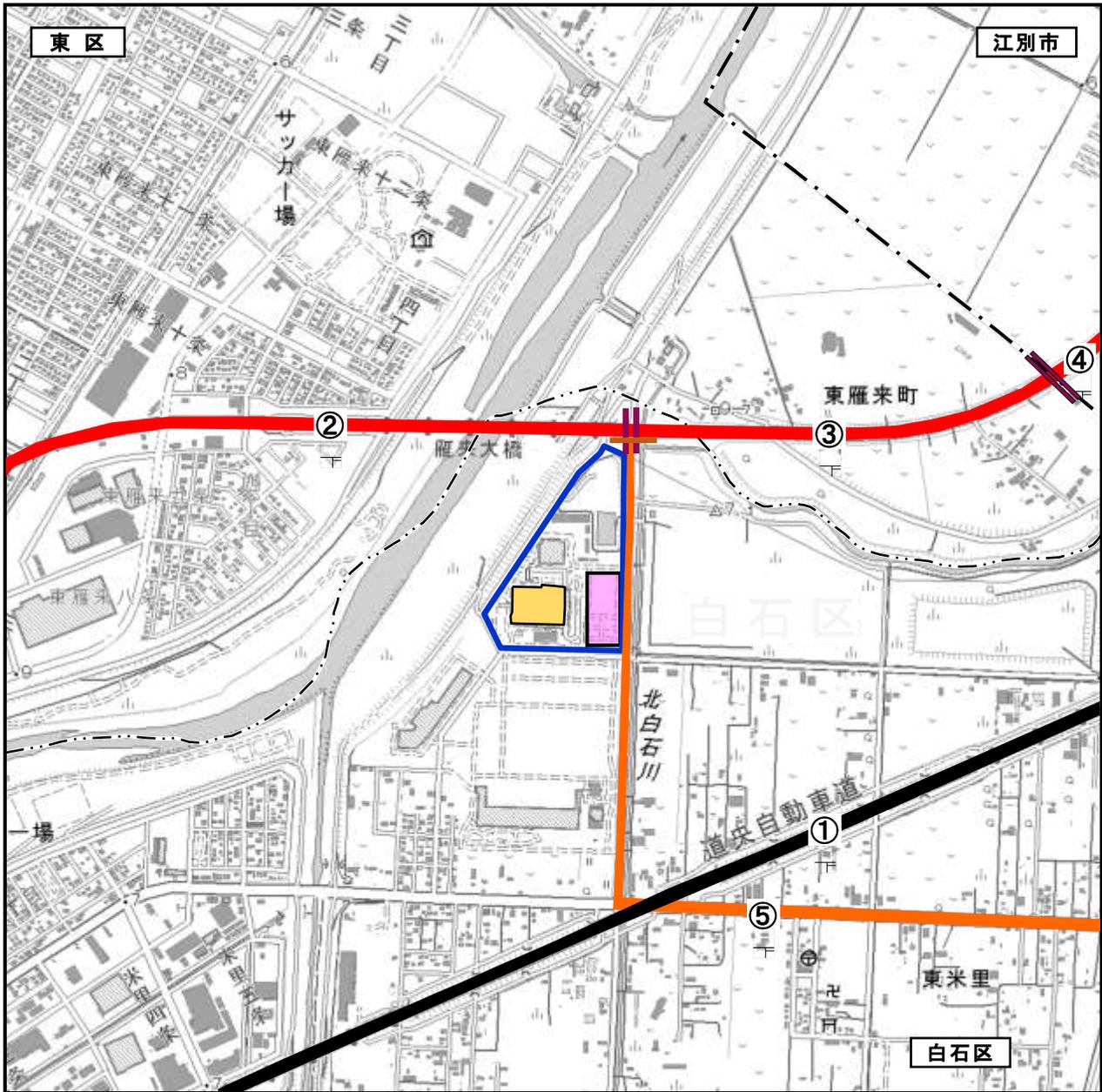
図中 番号	路線名	起点側 終点側	自動車類交通量（台）						昼夜 率	混入 率 大型 車 （%）
			12 時間			24 時間				
			小型 車	大型 車	計	小型 車	大型 車	計		
①	道央自動車道	一般国道274号 厚別区・江別市境	14,816	2,260	17,076	17,654	3,115	20,769	1.22	13.2
②	一般国道275号	丘珠空港東線 東雁来江別線	<u>21,513</u>	<u>6,282</u>	<u>27,795</u>	<u>28,901</u>	<u>7,233</u>	<u>361,34</u>	1.30	<u>22.6</u>
③	一般国道275号	東雁来江別線 東区・江別境	<u>17,936</u>	<u>5,088</u>	<u>23,024</u>	<u>24,056</u>	<u>5,875</u>	<u>29,931</u>	1.30	<u>22.1</u>
④	一般国道275号	東区・江別市境 一般国道337号	13,008	3,756	16,764	17,297	4,872	22,169	1.32	22.4
⑤	一般道道626号 東雁来江別線	一般国道275号 厚別区・江別市境	9,977	0	9,977	13,141	328	13,469	1.35	0.0

注 1) 観測結果は、平日の値である。

2) 大型車混入率は、平日 12 時間の値である。

3) 下線の交通量は実測値ではなく、推定値である。

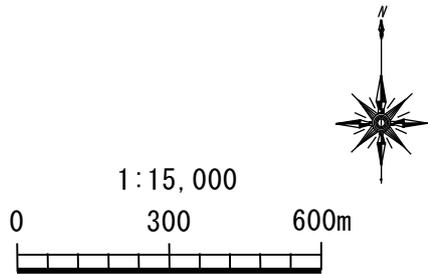
出典：「平成 27 年度全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査 箇所別基本表」（国土交通省，平成 29 年 6 月）



凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市町村界
	区界
	道央自動車道
	一般国道275号
	一般道道626号東雁来江別線
①	道央自動車道 国道274号～札幌市厚別区・江別市境 実測
②	一般国道275号 丘珠空港東線～東雁来江別線 推定
③	一般国道275号 東雁来江別線～札幌市東区・江別境 推定
④	一般国道275号 札幌市東区・江別市境～国道337号 実測
⑤	一般道道626号 国道275号～札幌市厚別区・江別市境 実測

図 2-2-4-3 交通量調査地点
(H27 道路交通センサス)

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



出典：「平成27年度 全国道路・街路交通情勢調査 一般交通量調査集計表」(国土交通省, 平成29年6月)より作図

(5) 土地利用

ア 都市計画法に基づく地域地区

(7) 都市計画区域及び用途地域

都市計画法に基づく札幌市の都市計画区域及び用途地域は、表 2-2-5-1 に示すとおりである。

事業敷地は図 2-2-5-1 に示すとおり、市街化調整区域内に位置している。

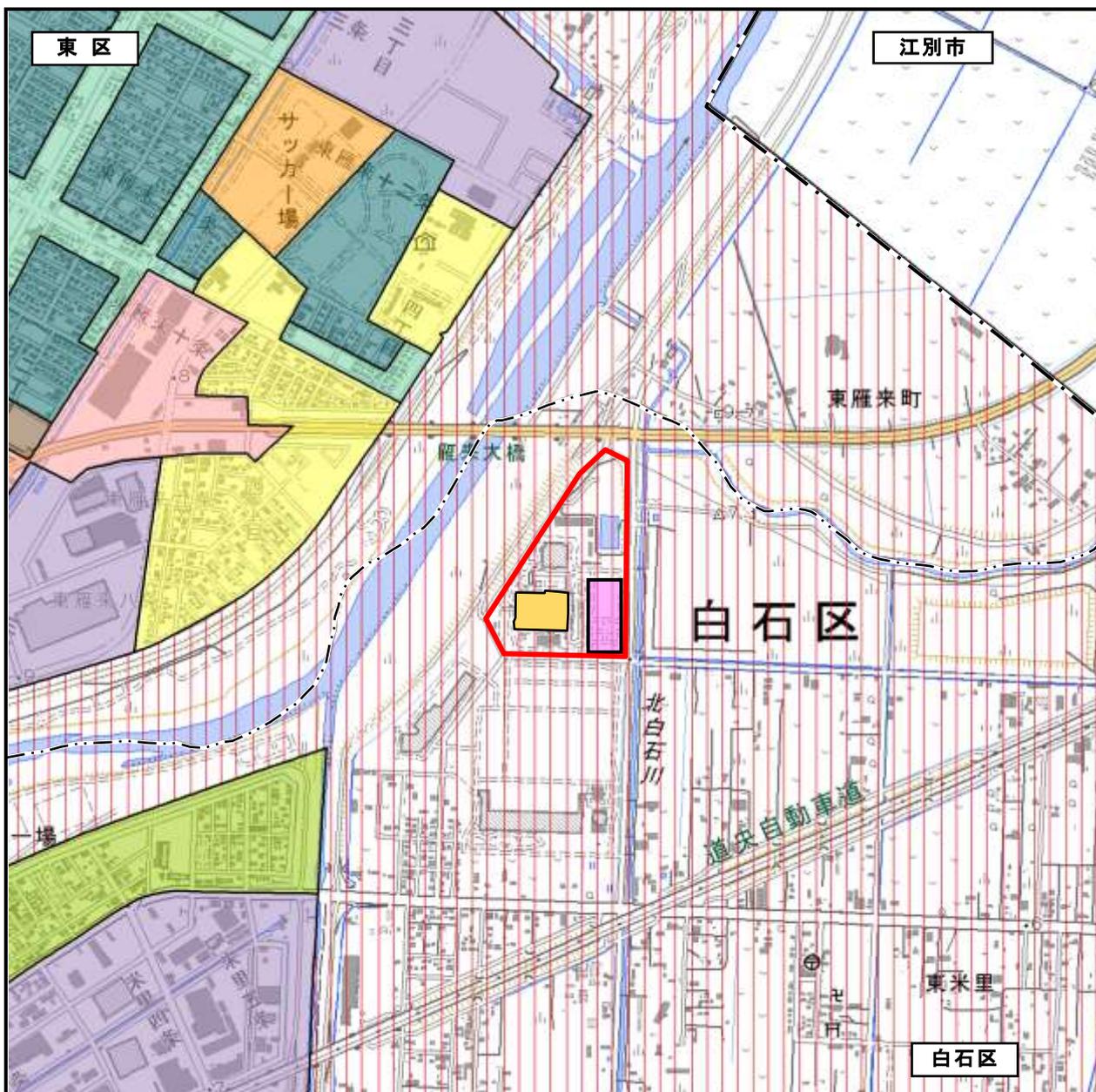
表 2-2-5-1 都市計画区域及び用途地域の指定状況

(令和3年3月23日現在)

種別		市全体		
		面積 (ha)	割合 (%)	
都市 計画 区域	市 街 化 区 域	第1種低層住居専用地域	8,191	14.22
		第2種低層住居専用地域	475	0.82
		第1種中高層住居専用地域	1,390	2.41
		第2種中高層住居専用地域	2,582	4.48
		第1種住居地域	4,421	7.68
		第2種住居地域	485	0.84
		準住居地域	1,161	2.02
		近隣商業地域	2,632	4.57
		商業地域	831	1.44
		準工業地域	2,264	3.93
		工業地域	364	0.63
		工業専用地域	238	0.41
	合計		25,034	43.47
市街化調整区域		32,550	56.53	
総面積		57,584	100.00	

注) 割合は、端数処理の関係で合計が合わない箇所がある。

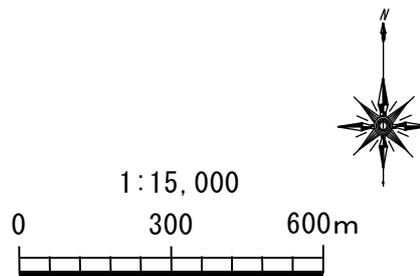
出典：「都市計画決定の一覧」(札幌市市民まちづくり局都市計画部ホームページ)



凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市町村界
	区界
	第1種低層住居専用地域
	第2種低層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	準工業地域
	市街化調整区域

図 2-2-5-1
都市計画区域及び用途地域

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



出典：「札幌市地図情報サービス 用途地域等」(札幌市ホームページ, 令和4年3月現在)より作図

(イ) 特別用途地区

都市計画法に基づく市全域の特別用途地区指定状況は、表 2-2-5-2 に示すとおりである。

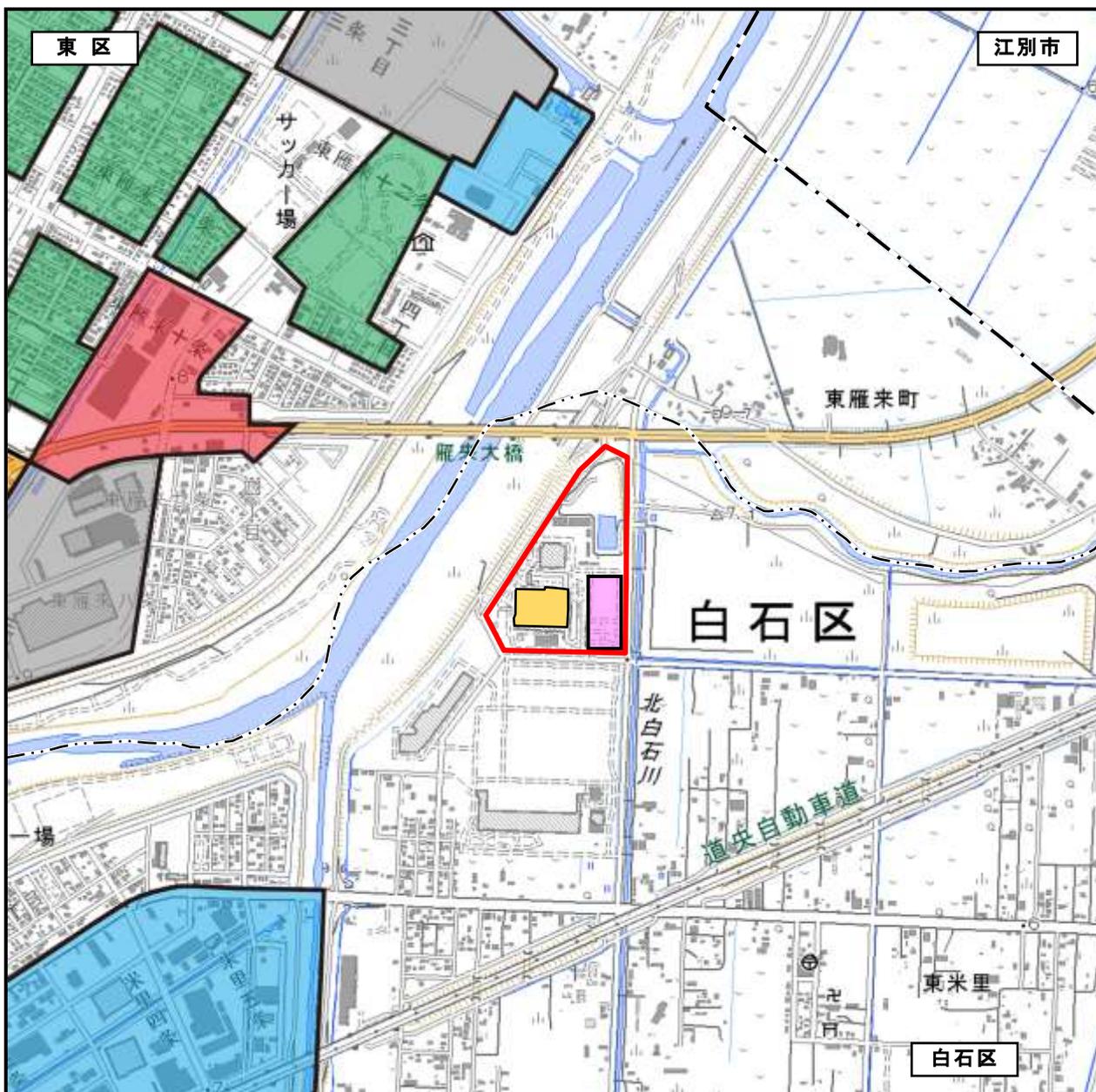
調査対象地域における都市計画法に基づく特別用途地区の指定状況は、図 2-2-5-2 に示すとおりで、事業敷地は該当していない。

表 2-2-5-2 特別用途地区の指定状況

(令和4年3月8日現在)

地区種別		基本用途	面積 (ha)
特別工業地区	第一種	工業地域又は準工業地域	81
	第二種	工業地域又は準工業地域	412
小売店舗地区	第一種	将来商業地域として位置づけられる区域	31
	第二種	商業地域又は近隣商業地域併せて住宅や文教施設の区域	99
	第三種	近隣商業地域	991
	第四種	近隣商業地域	135
特別業務地区	第一種	工業地域又は準工業地域	5.5
	第二種	工業地域又は準工業地域	28
	第三種	工業地域又は準工業地域	81
戸建住環境保全地区		第1種低層住居専用地域	6,833
職住共存地区	第一種	工業地域又は準工業地域	85
	第二種	工業地域又は準工業地域	842
大規模集客施設制限地区		準工業地域	490
スポーツ・レクリエーション地区		第二種住居地域	50

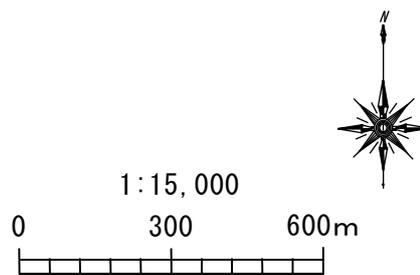
出典：「都市計画決定の一覧」（札幌市市民まちづくり局都市計画部ホームページ）



凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	第一種特別工業地区
	第二種特別工業地区
	第一種小売店舗地区
	第三種小売店舗地区
	戸建住環境保全地区

図 2-2-5-2 特別用途地区指定状況

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



出典：「札幌市地図情報サービス 特別用途地区」(札幌市ホームページ, 令和4年3月現在)より作図

(ウ) 都市計画法に基づく地区計画

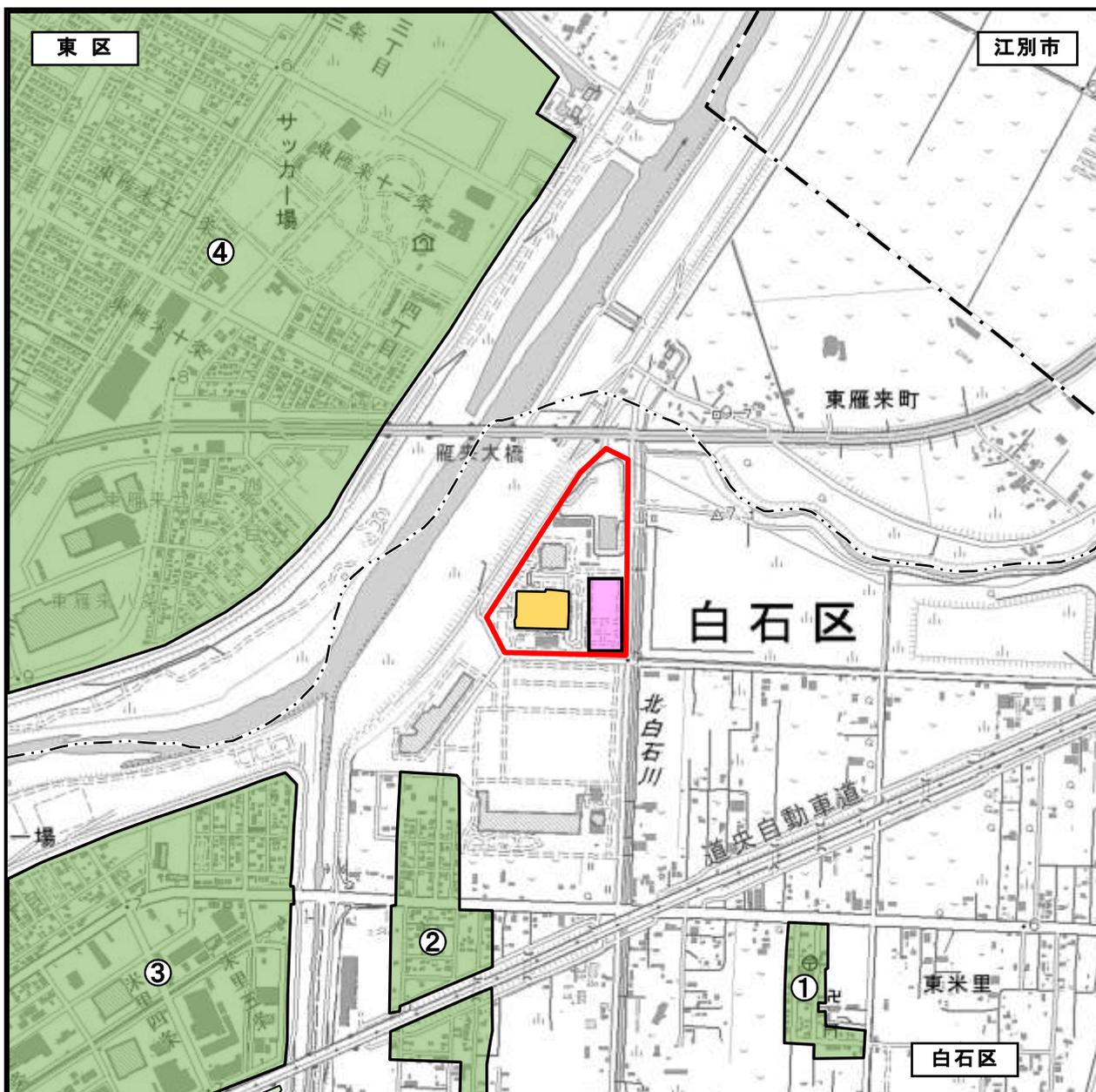
調査対象地域における都市計画法に基づく地区計画の状況は、表 2-2-5-3 及び図 2-2-5-3 に示すとおりで、事業敷地は地区計画区域に該当していない。

表 2-2-5-3 調査対象地域における地区計画の状況

(令和3年4月1日現在)

図中 番号	地区計画名称	位置	面積 (ha)
①	東米里花園地区	白石区東米里の一部	2.9
②	東米里東栄地区	白石区東米里の一部	10.2
③	米里北地区	白石区米里2条1丁目、2丁目及び 3丁目の一部、 3条1丁目～3丁目、4条1丁目～3丁目、 5条1丁目～3丁目	85.9
④	東雁来第二地区	東区東雁来6条2丁目～3丁目の各一部、 7条2丁目～3丁目、8条2丁目の一部、 8条3丁目～4丁目、 9条1丁目～2丁目の各一部、 9条3丁目～4丁目、10条1丁目～4丁目、 11条1丁目～4丁目、12条2丁目～4丁目、 13条2丁目～4丁目、14条2丁目～3丁目、 14条4丁目の一部 東区東苗穂9条3丁目の一部、 10条3丁目の一部、12条4丁目の一部	210.0

出典：「札幌圏都市計画地区計画の変更(札幌市決定) 都市計画東米里花園地区地区計画」
(札幌市告示第547号, 平成18年3月31日)
「札幌圏都市計画地区計画の変更(札幌市決定) 都市計画東米里東栄地区地区計画」
(札幌市告示第381号, 平成21年3月5日)
「札幌圏都市計画地区計画の変更(札幌市決定) 都市計画東雁来第二地区地区計画」
(札幌市告示第372号, 平成26年2月18日)
「札幌圏都市計画地区計画の変更(札幌市決定) 都市計画米里北地区地区計画」
(札幌市告示第3648号, 令和元年7月11日)



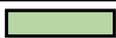
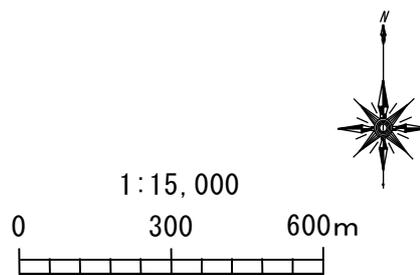
凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	地区計画区域
①	東米里花園地区
②	東米里東栄地区
③	米里北地区
④	東雁来第二地区

図 2-2-5-3 地区計画の状況

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



出典：「札幌市地図情報サービス 地区計画」(札幌市ホームページ, 令和4年3月現在) より作図

イ 国土利用計画法に基づく地域地区

調査対象地域における土地利用基本計画の指定状況は、図 2-2-5-4 に示すとおり、調査対象地域全域が都市地域（市街化区域及び市街化調整区域）となっている。

ウ 地目別の土地利用

調査対象地域における土地利用状況は、図 2-2-5-5 に示すとおり、事業敷地の周辺は市街地、工場地帯や造成地となっている。

また、市全域における地目別土地利用面積は表 2-2-5-4 に示すとおりで、山林が約 57%を占めている。

表 2-2-5-4 地目別土地利用面積

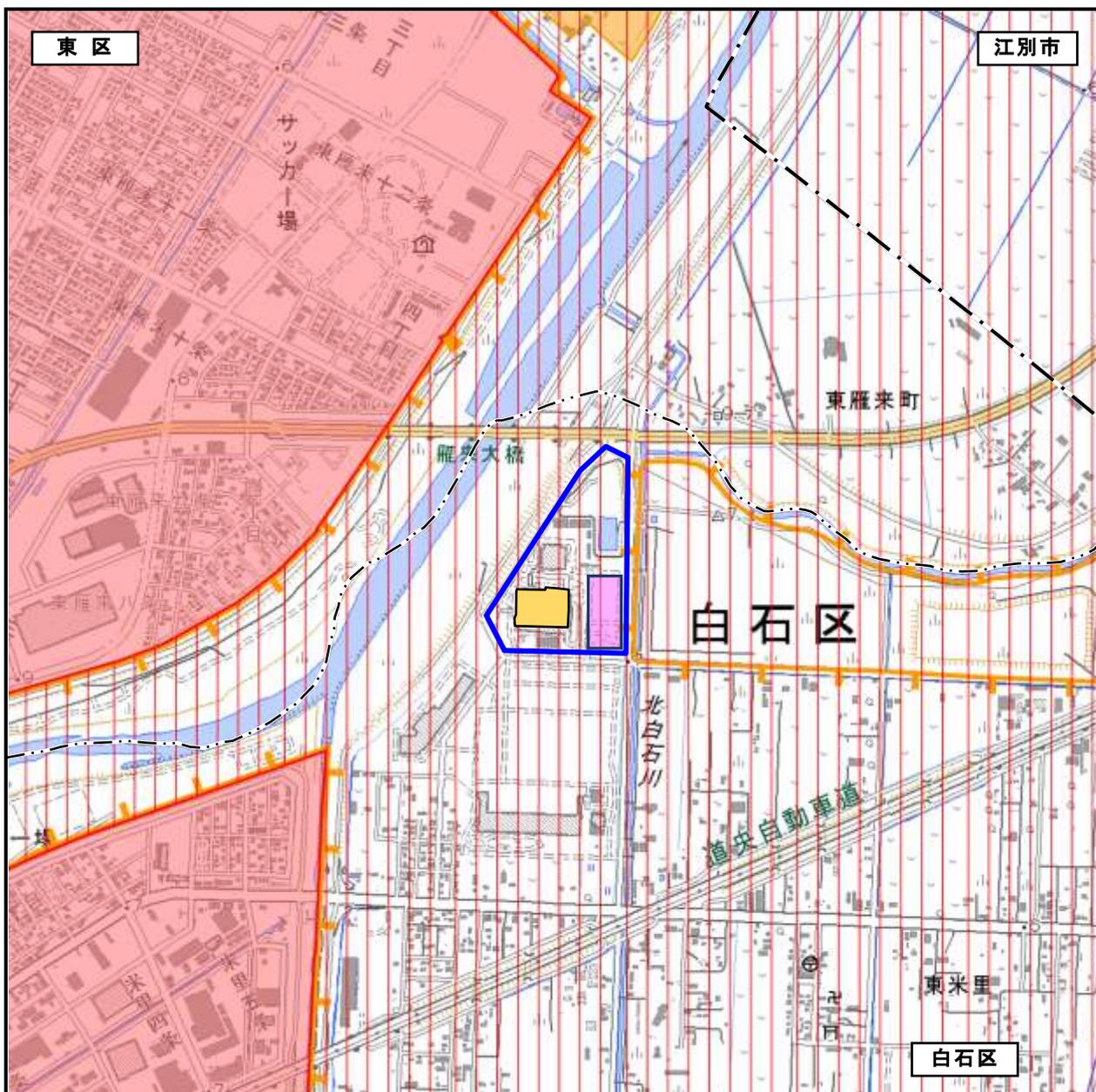
(平成 31 年 1 月 1 日現在)

区分	市全域	
	面積 (km ²)	割合 (%)
田	1.15	0.10
畑	37.95	3.39
宅地	149.52	13.34
鉱泉地	0.00	0.00
池沼	0.05	0.00
山林	639.34	57.02
牧場	0.55	0.05
原野	49.25	4.39
雑種地	85.26	7.60
その他	158.19	14.11
総面積	1,121.26	100.00

注 1) 「雑種地」とは、野球場、テニスコート、ゴルフ場、競馬場、鉄軌道用地、遊園地等である。

2) 「その他」とは、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園、湖等である。

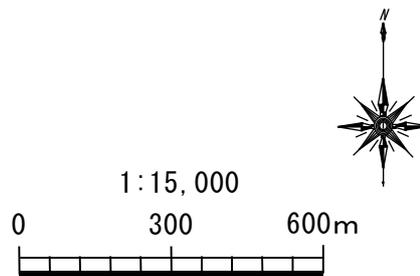
出典：「北海道統計書 令和 3 年」（北海道総合政策部，令和 3 年 3 月）



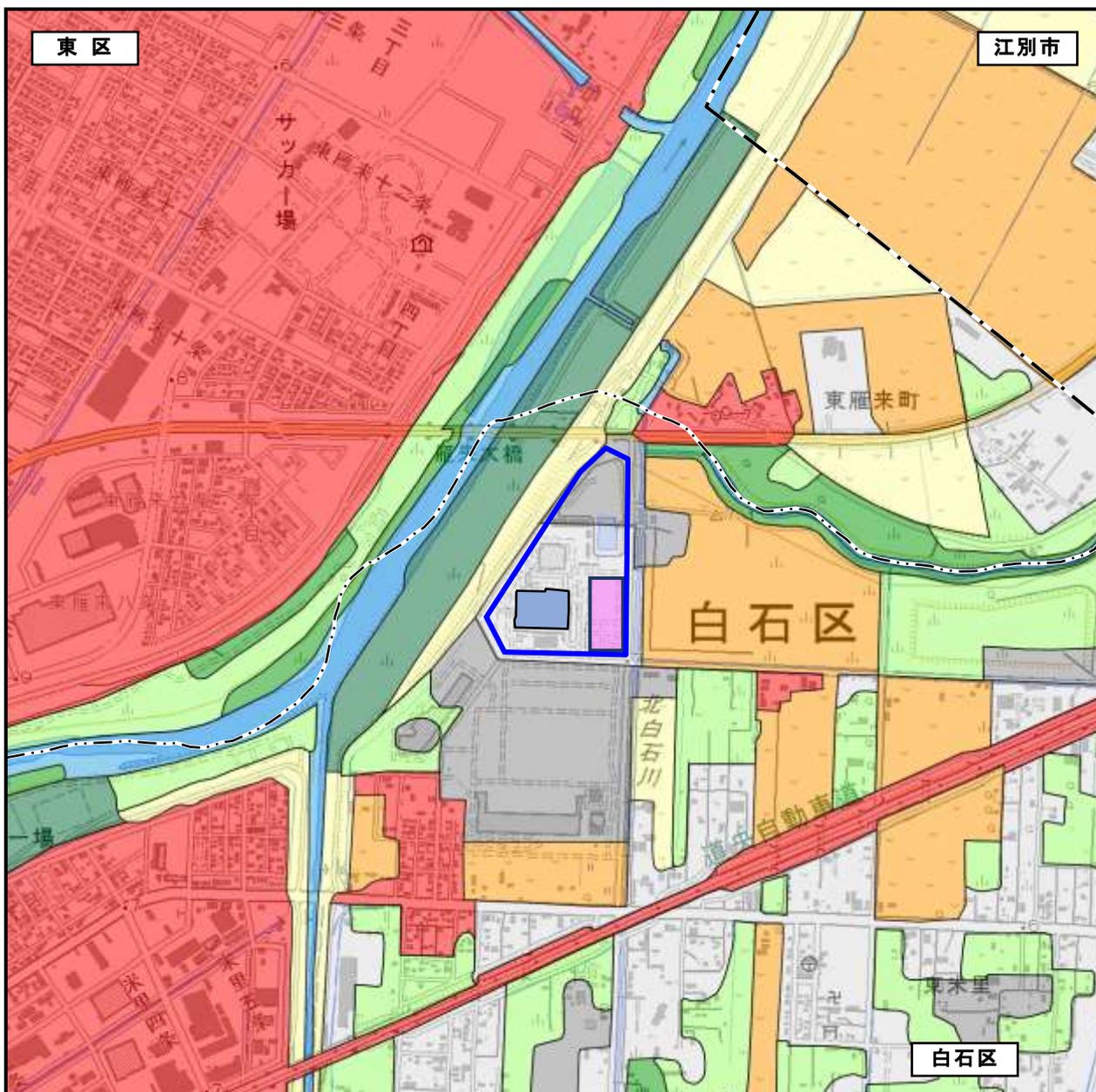
凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	都 市 地 域
	市 街 化 区 域
	市 街 化 調 整 区 域
	農 業 地 域
	農 用 地 区 域

図 2-2-5-4 土地利用の状況

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



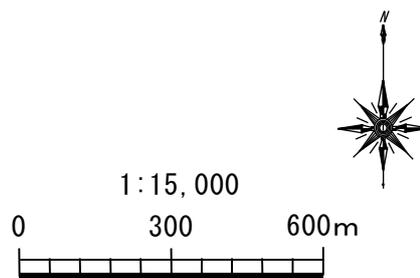
出典：「北海道土地利用基本計画図」（北海道，令和4年3月18日更新）より作図



凡 例				
	事業敷地			
	白石破碎工場の建設予定地			
	既存施設(供用中の白石清掃工場)			
	市 町 村 界			
	区 界			
	森	林		工 場 地 帯
	原	野		造 成 地
	畑			ゴルフ場・芝地
	牧草地			開放水面
	市 街 地			

図 2-2-5-5 土地利用の状況

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



出典：「第6-7回自然環境保全基礎調査(植生調査)現存植生図 札幌東北部、札幌東部」(環境省)「北海道土地利用基本計画図」(北海道, 令和4年3月18日更新)より作図

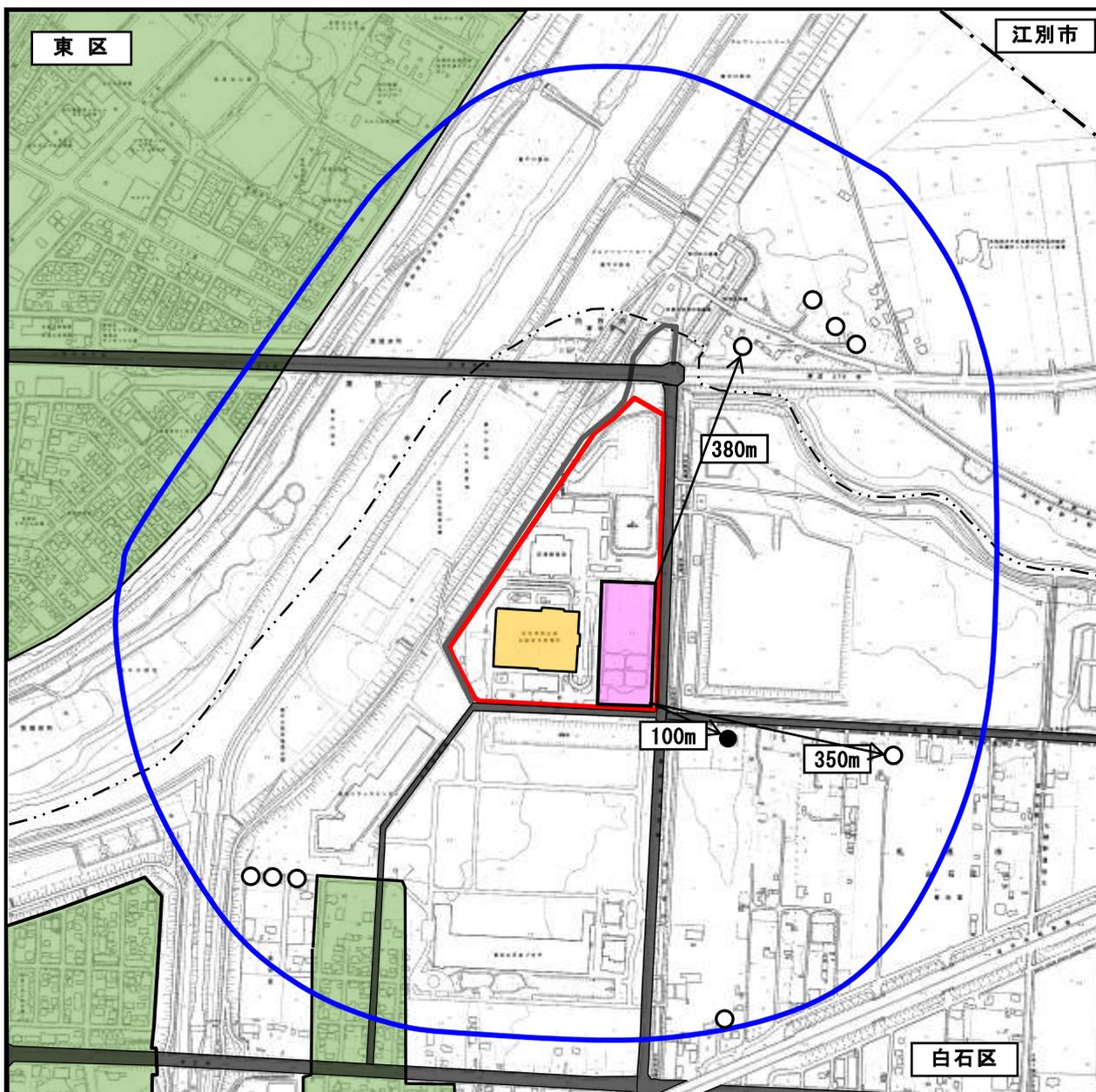
(6) 人家及び保全対象施設（教育施設、医療・福祉施設を含む）

ア 人家

事業敷地の周辺 500m 以内に分布する人家は、図 2-2-6-1 に示すとおりである。

計画する破碎施設に最も近い人家は、敷地の南東方向に 100m 離れた位置にあり、次いでその東側 350m に人家がある。また、北北東方向には 380m の位置に人家がある。

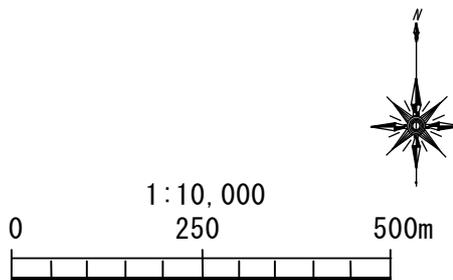
施設への接続道路の沿道についても、人家や住宅地があり、道路に近接する人家を保全対象人家として選定する。



凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	住 宅 地
	施設への接続道路
	事業敷地から半径500mの範囲
	最寄の住居
	人家(500m以内)

図 2-2-6-1 人家の分布状況

この地図は、札幌市発行の札幌市現況図 5,000分の1(令和3年9月発行)を使用したものである。



出典：「ゼンリン住宅地図 北海道札幌市4白石区」((株)ゼンリン, 令和3年年9月)
 「札幌市地図情報サービス 地区計画」(札幌市ホームページ, 令和4年3月現在)より作図

イ 保全対象施設

(7) 教育施設

調査対象地域においては、幼稚園、学校（小学校、中学校、中等教育学校、高等学校、短期大学、大学、専修学校）はない。

(イ) 福祉施設

a 保育所

調査対象地域における保育所の分布状況は、表 2-2-6-1 及び図 2-2-6-2 に示すとおりである。

事業敷地に最も近い「医療法人社団豊生会 ひかりの保育園」（図中番号④）は、事業敷地の敷地境界から北北西に 530m の位置にある。

表 2-2-6-1 調査対象地域における保育所

(令和3年4月1日現在)

図中 番号	施設名	所在区	事業敷地 (敷地境界) からの距離
①	東邦ホールディングス(株) みらい保育園	白石区	1,140m
②	一般社団法人米里保育園 米里保育園	白石区	1,250m
③	社会福祉法人大石福社会 札幌北保育園	東区	720m
④	医療法人社団豊生会 ひかりの保育園	東区	530m
⑤	都市型保育園ポポラーあんびしゃす 札幌札幌北園	東区	900m
⑥	社会福祉法人孝仁会 もえれ保育園	東区	940m

出典：「道内認可保育所一覧表」（北海道，令和3年4月）

「さっぽろ子育て情報サイト 保育施設一覧」（札幌市子ども未来局ホームページ）

「白石区ガイド」（白石区役所，令和3年4月）

「東区ガイド」（東区役所，令和2年4月）



凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市町村界
	区界
	保育所
①	東邦ホールディングス(株) みらい保育園
②	一般社団法人米里保育園 米里保育園
③	社会福祉法人大石福祉会 札幌北保育園
④	医療法人社団豊生会 ひかりの保育園
⑤	都市型保育園ポポラーあんびしゃす 札幌札幌北園
⑥	社会福祉法人孝仁会 もえれ保育園

図 2-2-6-2 保育所の分布状況

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。

1:15,000

出典：「さっぽろ子育て情報サイト 保育施設一覧」(札幌市子ども未来局ホームページ)
 「白石区ガイド」(白石区役所、令和3年4月)
 「東区ガイド」(東区役所、令和2年4月)より作図

b 福祉施設

調査対象地域における福祉施設の分布状況は、表 2-2-6-2 及び図 2-2-6-3 に示すとおりである。

事業敷地に最も近い「株式会社キンズケア 有料老人ホームキンズケア」（図中③）は、事業敷地の敷地境界から北西に 510m の位置にある。

表 2-2-6-2 調査対象地域における福祉施設

(令和3年11月1日現在)

図中 番号	区分	施設名	所在区	事業敷地 からの距離
①	特別養護老人ホーム	社会福祉法人豊生会 特別養護老人ホームひかりの	東 区	650m
②	特別養護老人ホーム	社会福祉法人孝仁会 特別養護老人ホームモエレの里	東 区	870m
③	有 料 老 人 ホ ー ム	(株)キンズケア 有料老人ホームキンズケア	東 区	510m
④	有 料 老 人 ホ ー ム	(有)おいらく CoCo 東雁来弐番館	東 区	1,330m
⑤	障 害 者 支 援 施 設	札幌市自閉症者自立支援センターゆい	東 区	600m

出典：「社会福祉法人・施設等の一覧表」（北海道ホームページ）

「特別養護老人ホーム一覧（区別）」（札幌市ホームページ）

「市内障害者福祉サービス事業者、障害者支援施設等一覧」（札幌市ホームページ）



図 2-2-6-3 福祉施設の分布状況

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25000 (オンデマンド版) の地形図 (令和 3 年 6 月 9 日発行) を使用したものである。

凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設 (供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	社会福祉施設
①	社会福祉法人豊生会 特別養護老人ホームひかりの
②	社会福祉法人孝仁会 特別養護老人ホームモエレの里
③	(株)キンズケア 有料老人ホームキンズケア
④	(有)おいらーく CoCo 東雁来式番館
⑤	札幌市自閉症者自立支援センターゆい

出典：「社会福祉法人・施設等の一覧表」(北海道ホームページ)
 「特別養護老人ホーム一覧 (区別)」(札幌市ホームページ)
 「市内障害者福祉サービス事業者、障害者支援施設等一覧」(札幌市ホームページ)より作図

(ウ) 医療施設

調査対象地域における医療施設及び歯科医院の分布状況は、表 2-2-6-3(1)～表 2-2-6-3(2)及び図 2-2-6-4 に示すとおりである。

事業敷地に最も近い医療施設である「札幌ロイヤル病院」(図中①)は事業敷地の敷地境界から南西に 870mの距離に、歯科医院「東雁来ファミリー歯科」(図中④)は北西に 900mの距離にある。

表 2-2-6-3(1) 調査対象地域における医療施設

(令和3年10月1日現在)

図中 番号	施設名	所在区	事業敷地 からの距離
①	医療法人社団幸仁会 札幌ロイヤル病院	白石区	870m
②	医療法人社団豊生会 東雁来すこやかクリニック	東区	1,380m

出典：「北海道医療機関名簿」(北海道ホームページ, 令和3年10月1日現在)

表 2-2-6-3(2) 調査対象地域における歯科医院

(令和3年10月1日現在)

図中 番号	施設名	所在区	事業敷地 からの距離
③	東栄ファミリー歯科医院	白石区	1,140m
④	医療法人社団律英会 東雁来ファミリー歯科	東区	900m

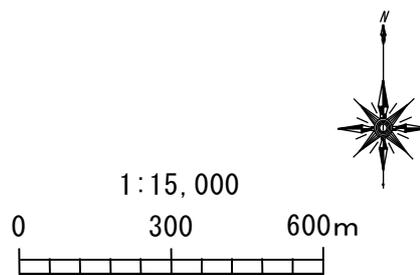
出典：「北海道医療機関名簿」(北海道ホームページ, 令和3年10月1日現在)



凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市町村界
	区界
	医療施設
	歯科診療所
①	医療法人社団幸仁会 札幌ロイヤル病院
②	医療法人社団豊生会 東雁来すこやかクリニック
③	東栄ファミリー歯科医院
④	医療法人社団律英会 東雁来ファミリー歯科

図 2-2-6-4 医療施設の分布状況

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



出典：「北海道医療機関名簿」（北海道ホームページ，令和3年10月1日現在）より作図

(エ) 公共施設

調査対象地域における公共施設の分布状況は、表 2-2-6-4 及び図 2-2-6-5 に示すとおりである。

事業敷地に最も近い「東雁来集会所」は、事業敷地の敷地境界から北西に 550m の距離にある。

表 2-2-6-4 調査対象地域における公共施設

(令和 2 年 4 月 1 日現在)

図中 番号	施設名	所在区	事業敷地 からの距離
①	東米里福祉会館	白石区	610m
②	東雁来会館	東区	620m
③	東雁来集会所	東区	550m

出典：「市民集会施設」(白石区ホームページ)
「白石区ガイド」(白石区役所, 令和 3 年 4 月)
「地区別集会施設」(東区ホームページ)
「東区ガイド」(東区役所, 令和 2 年 4 月)

(オ) 大規模店舗等

調査対象地域における大規模小売店舗の分布状況は、表 2-2-6-5 及び図 2-2-6-5 に示すとおりである。

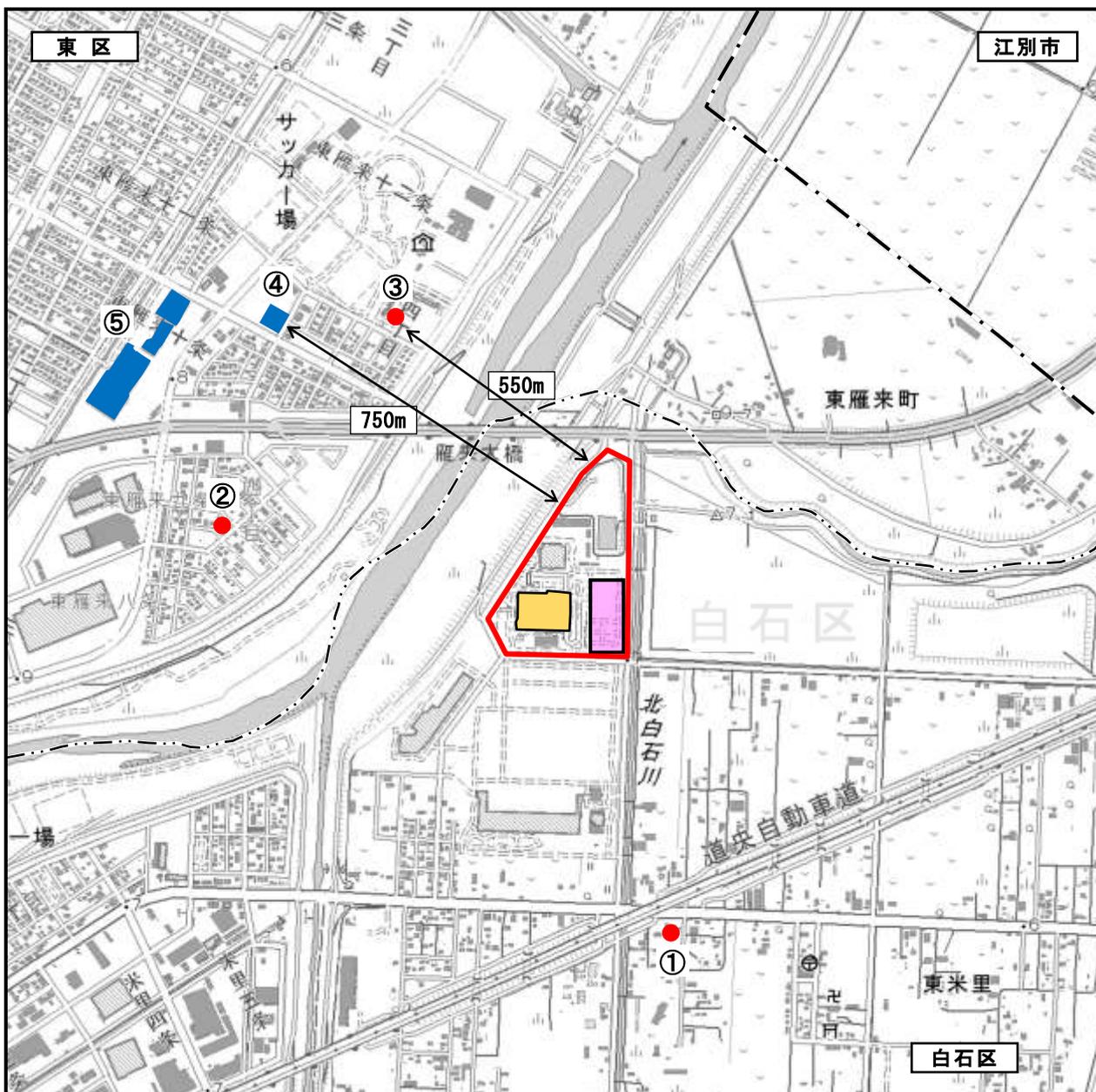
事業敷地に最も近い「サツドラ東雁来 11 条店」(図中番号④) は、事業敷地の敷地境界から北西に 750m の距離にある。

表 2-2-6-5 調査対象地域における大規模小売店舗

(令和 3 年現在)

図中 番号	店舗名	所在区	事業敷地 からの距離
④	サツドラ東雁来 11 条店	東区	750m
⑤	アクロスプラザ 東雁来ショッピングセンター	東区	950m

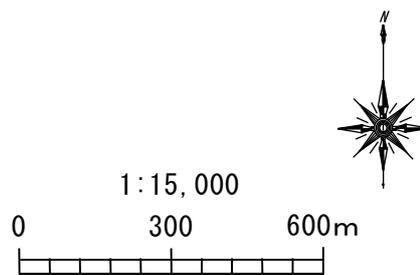
出典：「大規模小売店舗立地法 法第 5 条第 1 項(新設)届出の概要」
(経済産業省ホームページ)



凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市町村界
	区界
	公共施設
①	東米里福祉会館
②	東雁来会館
③	東雁来集会所
	大規模小売店舗
④	サツドラ東雁来11条店
⑤	アクロスプラザ東雁来ショッピングセンター

図 2-2-6-5 公共施設と大規模店舗等の分布状況

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



出典：「白石区ガイド」(白石区役所、令和3年4月)、「東区ガイド」(東区役所、令和2年4月)
 「大規模小売店舗立地法 法第5条第1項(新設)届出の概要」(経済産業省ホームページ)より作図

(カ) 公園・緑地

調査対象地域における公園・緑地の分布状況は、表 2-2-6-6 及び図 2-2-6-6 に示すとおりである。

事業敷地に最も近い「豊平川雁来健康公園」(図中番号①)は、事業敷地の敷地境界から西に 50m の距離にある。

表 2-2-6-6 調査対象地域における公園・緑地

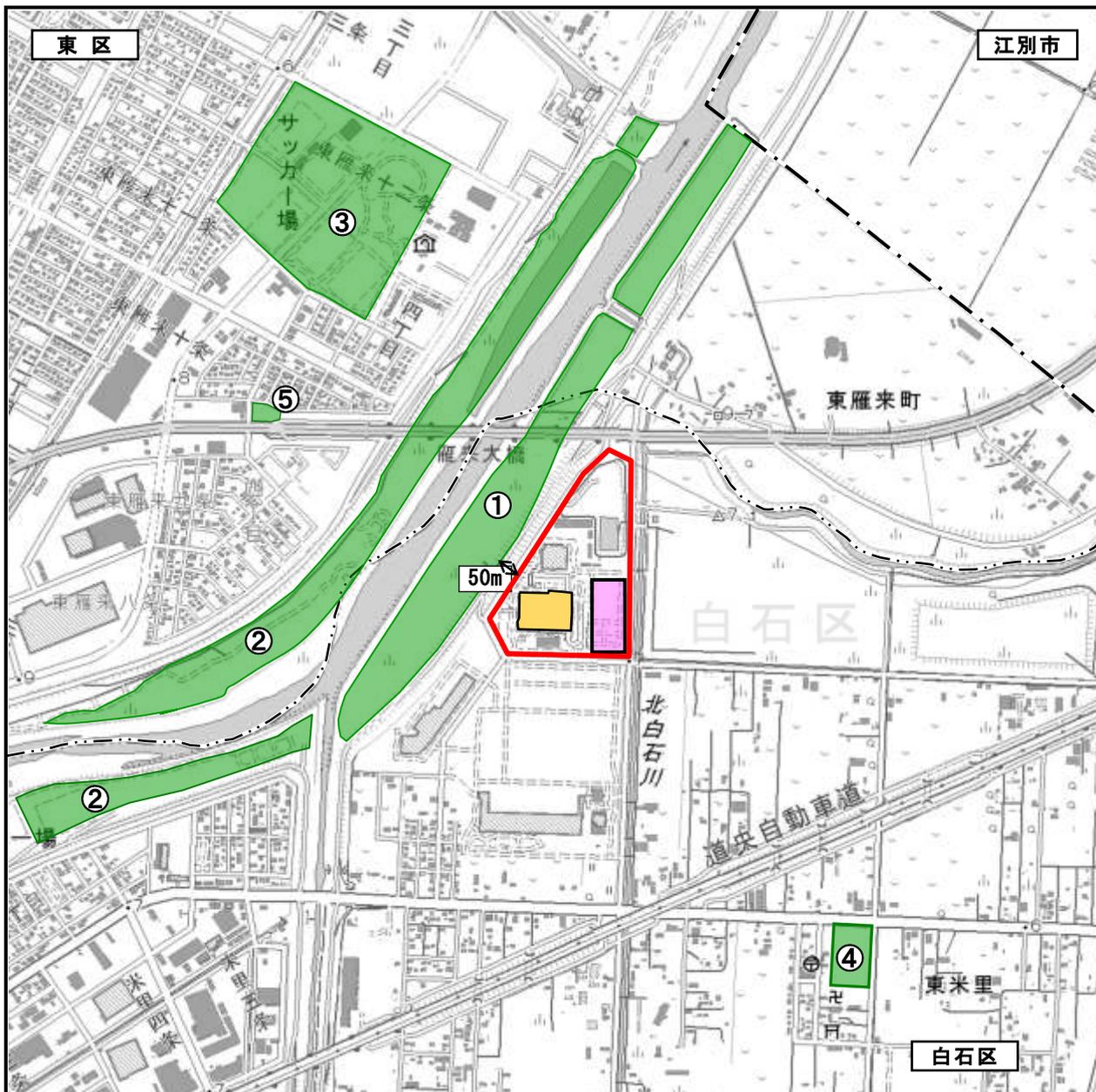
(令和 2 年 3 月 31 日現在)

図中 番号	施設名	所在区	事業敷地 からの距離
①	豊平川雁来健康公園	白石区	50m
②	豊平川緑地	白石区/東区	300m
③	東雁来公園	東区	630m
④	米こめ球場	白石区	750m
⑤	東雁来ライラック公園	東区	800m

出典：「白石区ガイド」(白石区役所，令和 3 年 4 月)

「東区ガイド」(東区役所，令和 2 年 4 月)

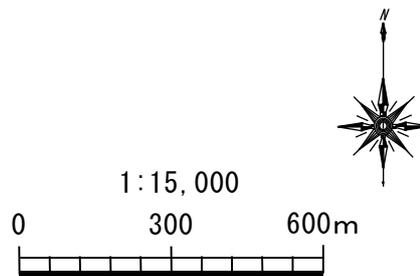
現地確認 (令和 3 年 10 月)



凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市町村界
	区界
	公園・緑地
①	豊平川雁来健康公園
②	豊平川緑地
③	東雁来公園
④	米こめ球場
⑤	東雁来ライラック公園

図 2-2-6-6 公園・緑地の分布状況

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



出典：「白石区ガイド」(白石区役所、令和3年4月)
 「東区ガイド」(東区役所、令和2年4月)より作図

(7) 環境法令等に係る地域の公害規制状況

ア 環境基本法に基づく環境基準の類型指定状況及び環境基準

(7) 大気汚染

大気の汚染に係る環境基準は、人が通常生活する地域において、表 2-2-7-1 に示す項目毎の基準（維持されることが望ましい目標値）を設定している。

表 2-2-7-1 大気の汚染に係る環境基準

項目	環境基準	環境基準達成状況の判断	
	環境上の条件	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であること。ただし、1日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	1日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であること。	
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値が10ppm以下であり、かつ、8時間平均値が20ppm以下であること。	1日平均値の2%除外値が10ppm以下であること。ただし、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	1日平均値の2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であること。ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超える日が2日以上連続した場合は、上記に関係なく未達成。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。	—	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	昼間の1時間値で評価し、これが0.06ppm以下であること。	
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	—	
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。	—	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	—	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	—	
備考) 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。 2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 3 微小粒子状物質の環境基準は、微小粒子状物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定器による方法により測定した場合における測定値によるものとする。 4 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。 5 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 6 微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準は、維持され、または早期達成に努めるものとする。			

昭和48年 5月 8日 環境庁告示第25号（二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント）
昭和48年 5月16日 環境庁告示第35号
平成 8年10月25日 環境庁告示第73号
昭和53年 7月11日 環境庁告示第38号（二酸化窒素）
平成 8年10月25日 環境庁告示第74号
平成 9年 2月 4日 環境庁告示第4号（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）
平成13年 4月20日 環境省告示第30号（ジクロロメタン）
平成21年 9月 9日 環境省告示第33号（微小粒子状物質）
平成30年11月19日 環境省告示第100号（トリクロロエチレン）

(イ) 騒音

騒音に係る環境基準については、道路に面する地域とそれ以外の地域とで類型及び区分に応じた基準値を設定している。

道路に面する地域以外の地域の基準を表 2-2-7-2 に示す。

表 2-2-7-2 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の 類 型	該当区域	基準値	
		昼間	夜間
		午前 6 時 から 午後 10 時 まで	午後 10 時 から 翌日の午前6時まで
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高低層住居専用地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
B	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 デシベル以下	50 デシベル以下
注) 1. A：専ら住居の用に供される地域 2. B：主として住居の用に供される地域 3. C：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域			

平成10年 9月30日 環境庁告示第64号
平成24年 3月30日 環境省告示第54号
平成24年 3月30日 札幌市告示第722号

道路に面する地域の基準を表 2-2-7-3 に、また、幹線交通を担う道路に近接する空間の基準を表 2-2-7-4 に示す。

なお、事業予定地は市街化調整区域であり、図 2-2-7-1 に示すとおり、騒音に係る環境基準の指定地域外に位置している。

表 2-2-7-3 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分		基準値	
		昼間	夜間
		午前6時から 午後10時まで	午後10時から 翌日の午前6時まで
A	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B	2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
C	車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考) 車線とは1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。			

平成10年 9月30日 環境庁告示第64号

平成24年 3月30日 環境省告示第54号

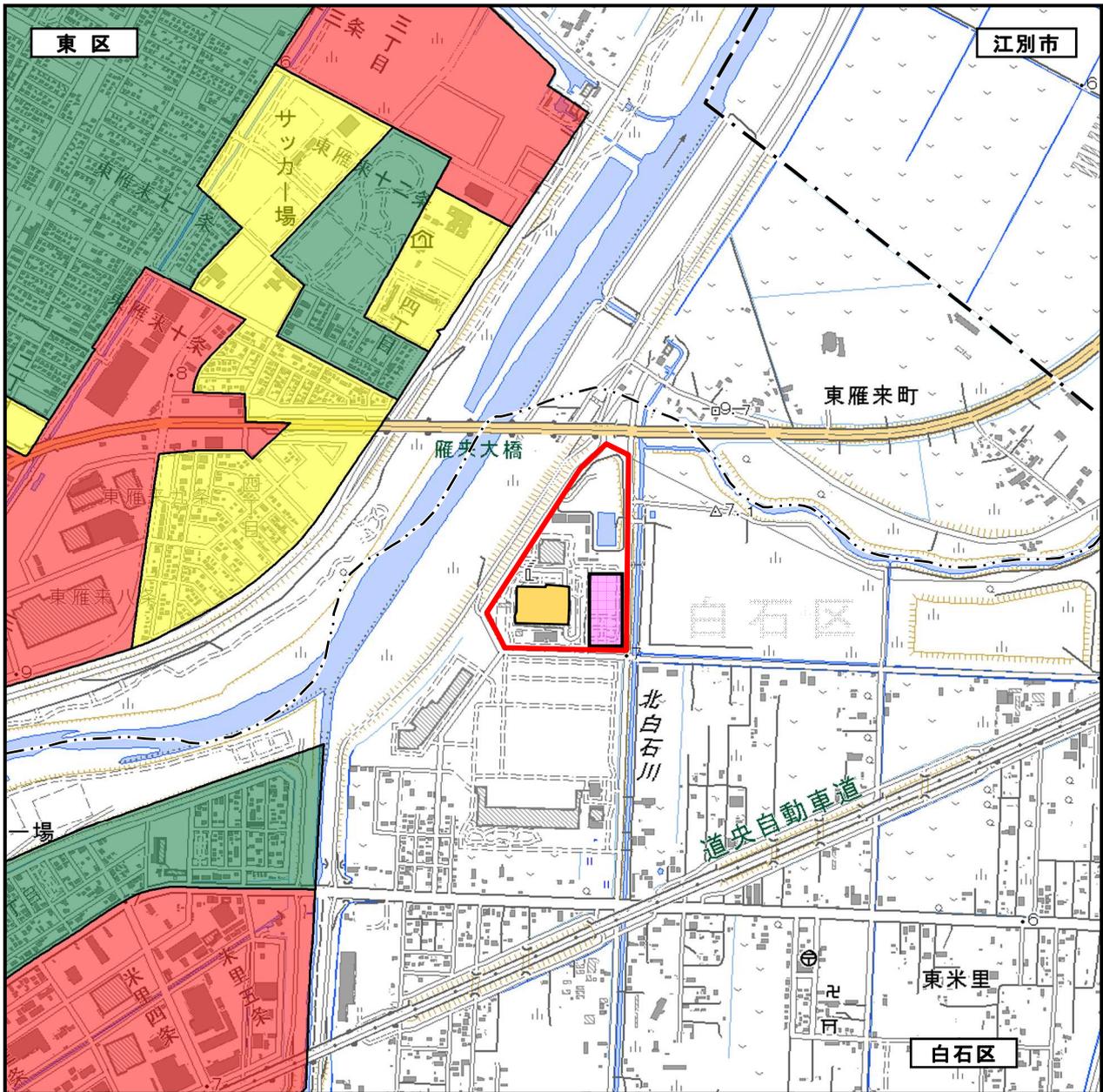
平成24年 3月30日 札幌市告示第722号

表 2-2-7-4 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基準値	
昼間 午前6時から午後10時まで	夜間 午後10時から翌日の午前6時まで
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考) 1. 車線とは、1縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。	
2. 幹線交通を担う道路とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあつては4車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第8項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則（昭和44年建設省令第49号）第7条第1号に規定する自動車専用道路をいう。	
3. 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15メートル、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20メートルまでの範囲をいう。	
4. 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

平成10年 9月30日 環境庁告示第64号

平成24年 3月30日 環境省告示第54号



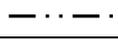
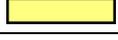
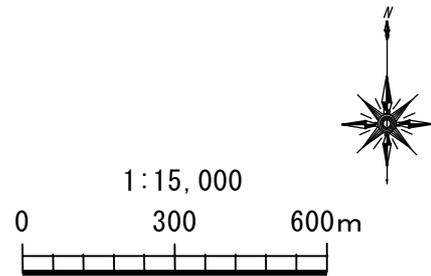
凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	A 類 型
	B 類 型
	C 類 型

図 2-2-7-1
騒音に係る環境基準 類型指定状況

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



出典：「騒音に係る環境基準の地域の類型の当てはめに関する告示」
(札幌市告示第722号，平成24年3月30日)

イ 騒音規制法に基づく区域の指定状況及び規制基準

特定工場等において発生する騒音の規制基準を表 2-2-7-5 に、自動車騒音に係る要請限度を表 2-2-7-6 及び表 2-2-7-7 に示す。

事業予定地及びその周辺は、図 2-2-7-2 のとおり、騒音規制法に基づく規制地域外に位置している。

表 2-2-7-5 特定工場等において発生する騒音の規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
	午前 8 時から 午後 7 時まで	午前6時から午前8時まで 午後7時から午後10時まで	午後 10 時から 翌日の午前6時まで
第1種区域	45 デシベル	40 デシベル	40 デシベル
第2種区域	55 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第3種区域	65 デシベル	55 デシベル	50 デシベル
第4種区域	70 デシベル	65 デシベル	60 デシベル
備考) 第1種区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域 第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 第3種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域 第4種区域：工業地域			

平成 7年 8月21日 札幌市告示第659号、平成 7年 8月21日 札幌市告示第660号

表 2-2-7-6 自動車騒音に係る要請限度（道路に面する地域）

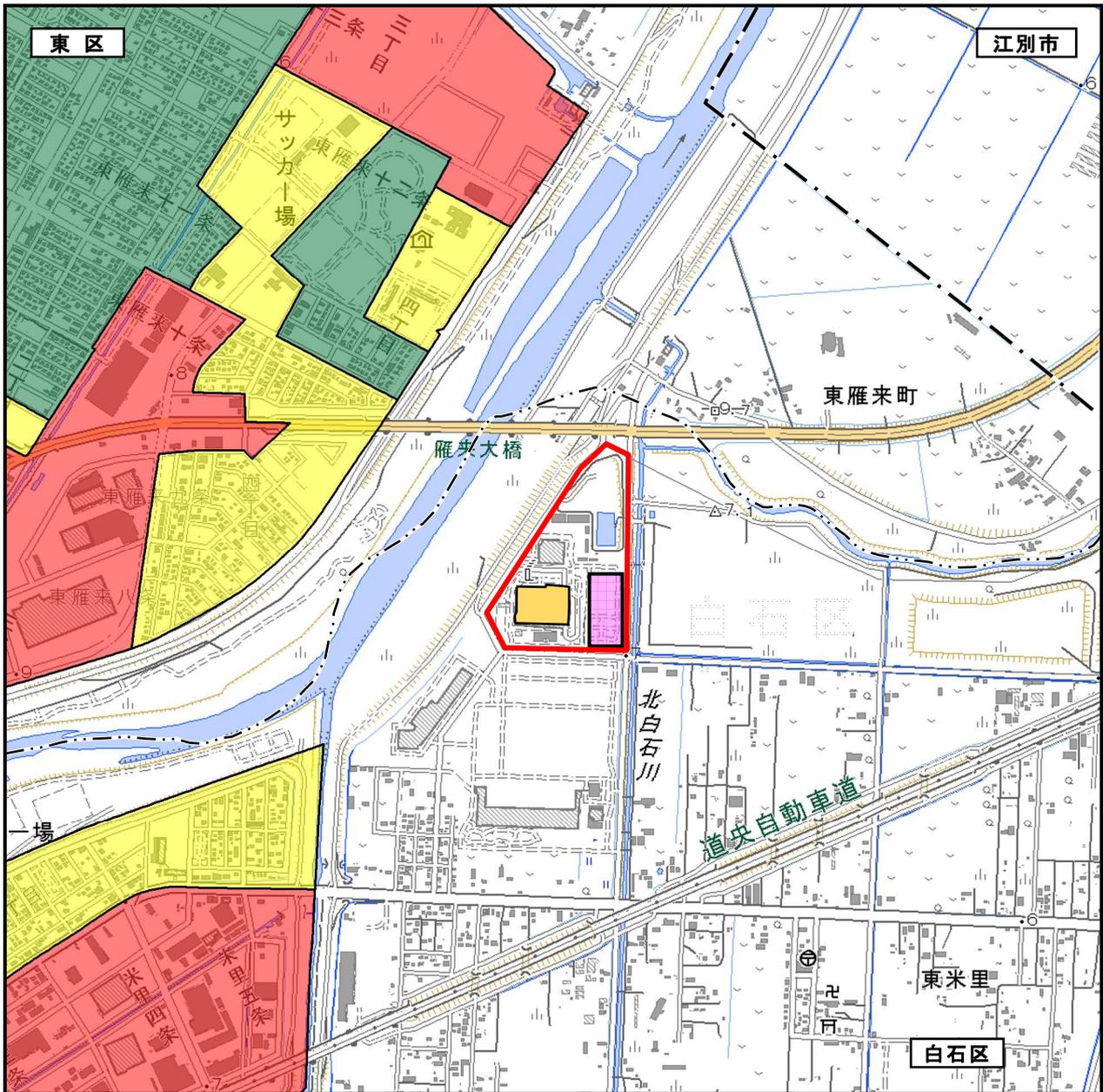
区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後 10 時から 翌日の午前6時まで
a 区域	1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域	1車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
	2車線以上の車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
備考) 1. a 区域：第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域 b 区域：第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域 c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2. 車線とは、1 縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。			

平成12年3月 2日総理府令第15号、平成23年11月30日環境省令第32号、平成12年3月28日札幌市告示第286号

表 2-2-7-7 自動車騒音に係る要請限度（幹線交通を担う道路に近接する区域）

昼間 午前 6 時から午後 10 時まで	夜間 午後 10 時から翌日の午前 6 時まで
75 デシベル	70 デシベル
備考) 1. 車線とは、一縦列の自動車（二輪のものを除く）が安全かつ円滑に走行するため必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいう。 2. 幹線交通を担う道路とは、道路法(昭和 27 年法律第 180 号)第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であつて都市計画法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。 3. 幹線交通を担う道路に近接する区域とは、車線の区分に応じた道路端からの距離が 2 車線以下の車線を有する道路は 15m、2 車線を超える車線を有する道路は 20mの範囲とする。	

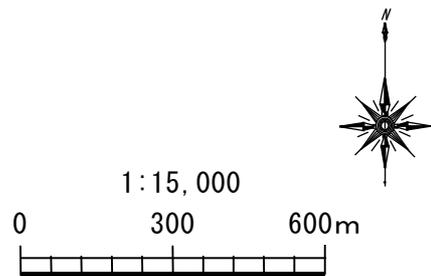
平成12年3月2日 総理府例第15号、平成23年11月30日 環境省令第32号



凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	第 1 種 区 域
	第 2 種 区 域
	第 3 種 区 域

図 2-2-7-2
騒音規制法に基づく規制地域図

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



出典：「騒音規制法の地域指定の告示」(札幌市告示第659号，平成7年8月21日)

(ウ) 振動規制法に基づく区域の指定状況、規制基準等

特定工場等において発生する振動の規制基準を表 2-2-7-8 に、道路交通振動に係る要請限度は表 2-2-7-9 に示すとおりである。

なお、事業予定地は、図 2-2-7-3 のとおり、振動規制法に基づく規制地域外に位置している。

表 2-2-7-8 特定工場等において発生する振動の規制基準

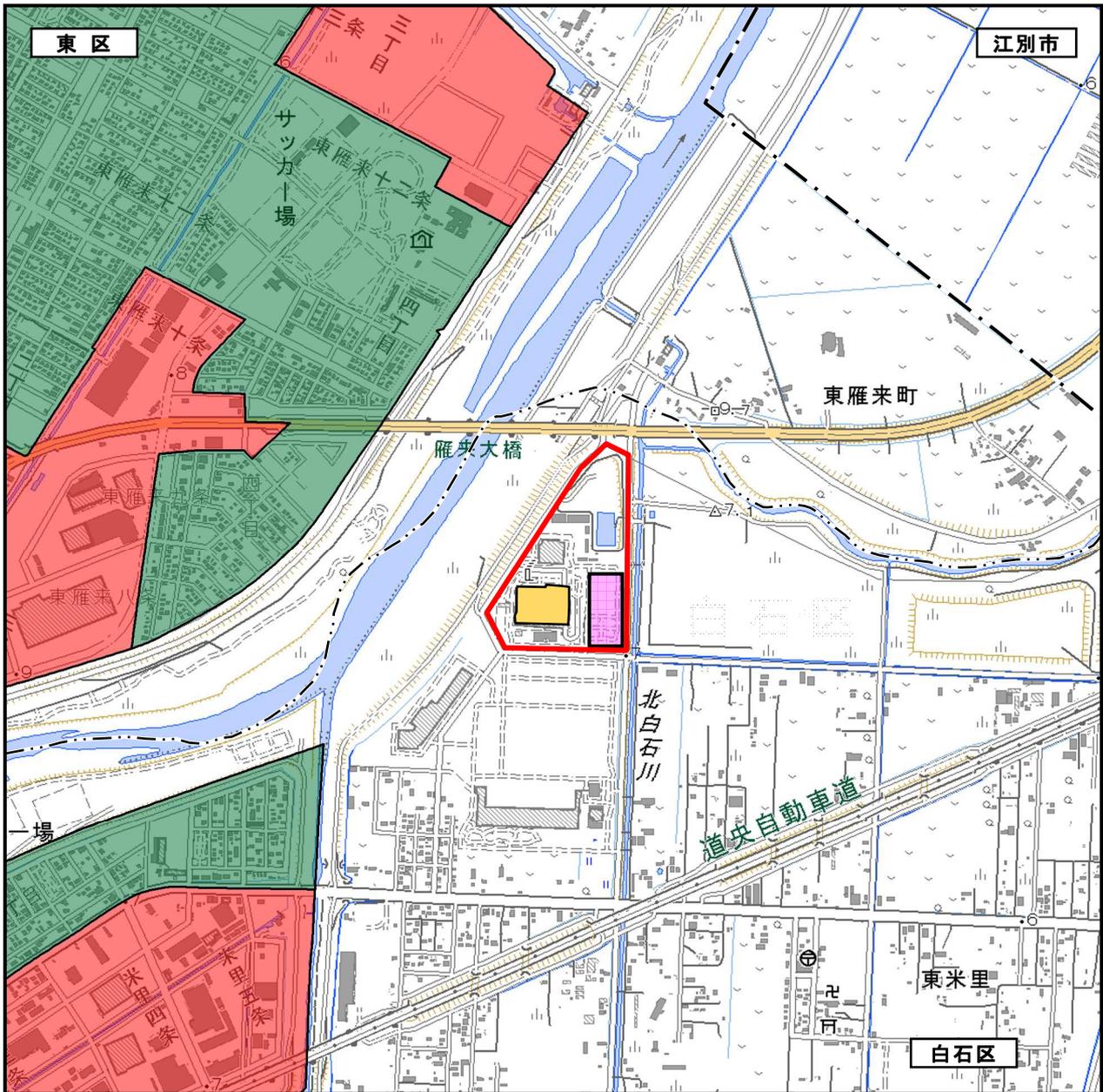
時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル
備考) 1. 第 1 種区域 : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 第 2 種区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域 2. 区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館、 特別養護老人ホーム並びに幼保連携型認定こども園の敷地の周囲おおむね 50 メートルの 区域内においては、それぞれ規制値から 5 デシベルを減じた値を適用するものとする。		

平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 663 号
 平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 664 号
 平成 27 年 4 月 1 日 札幌市告示第 756 号

表 2-2-7-9 道路交通振動に係る要請限度

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
	午前 8 時から午後 7 時まで	午後 7 時から翌日の午前 8 時まで
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル
備考) 第 1 種区域 : 第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域 第 2 種区域 : 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

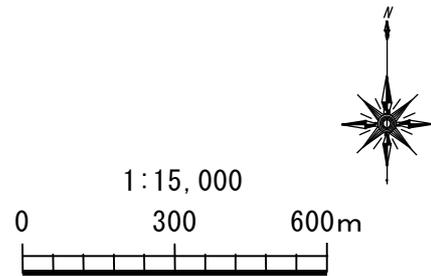
昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号
 平成 23 年 11 月 30 日 環境省令第 32 号
 平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 663 号
 平成 7 年 8 月 21 日 札幌市告示第 666 号



凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	第 1 種 区 域
	第 2 種 区 域

図 2-2-7-3
振動規制法に基づく規制地域図

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



出典：「振動規制法の地域指定の告示」(札幌市告示第663号，平成7年8月21日現在)

(エ) 悪臭防止法に基づく区域の指定状況、規制基準等

悪臭発生施設について、札幌市は平成10年7月より臭気指数による規制を行っている。

工場等の敷地境界における規制基準を表2-2-7-10に、気体排出口における規制基準を表2-2-7-11に、排水水における規制基準を表2-2-7-12に示す。

なお、札幌市では都市計画法に基づく都市計画区域全域を悪臭規制地域に指定しており、図2-2-7-4に示すとおり事業予定地は規制地域内である。

表 2-2-7-10 悪臭原因物の規制基準（敷地境界）

規制箇所	規制基準
工場等の敷地境界	臭気指数 10
注) 臭気指数とは、においのある空気は無臭の空気です臭気を感じられなくなるまで希釈した場合の当該希釈倍数（臭気濃度）を次のように変換したものである。 $Z = 10 \log Y$ Y : 臭気濃度 Z : 臭気指数	

平成10年 5月25日 札幌市告示第581号

表 2-2-7-11 悪臭原因物の規制基準（気体排出口）

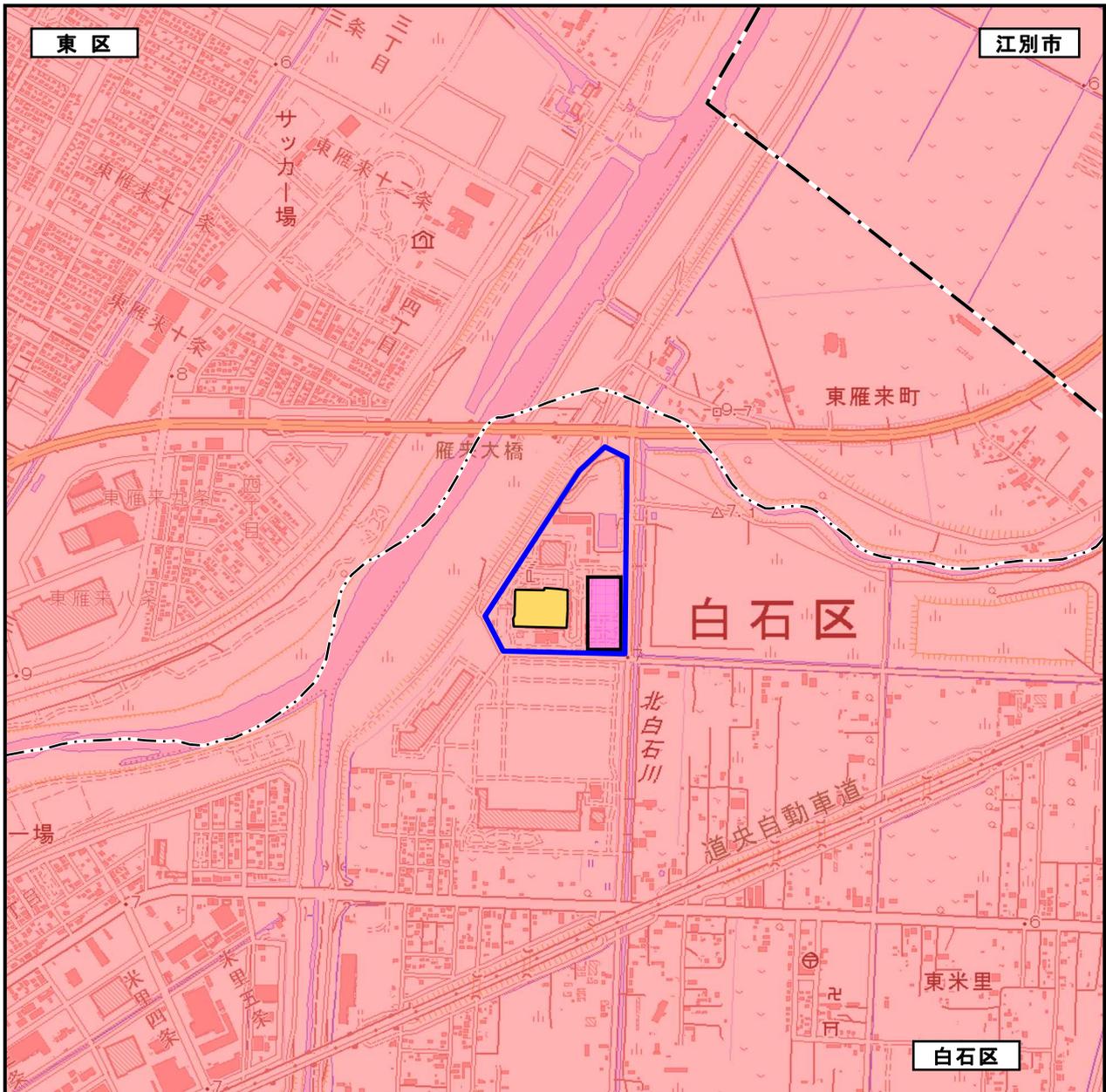
規制箇所	規制基準
工場等の気体排出口	悪臭防止法第4条第2項第1号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の2の式により算出された臭気排出強度または臭気指数
注) 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。	

平成11年 9月 9日 札幌市告示第909号

表 2-2-7-12 悪臭原因物の規制基準（排水水）

規制対象	規制基準
排水水	悪臭防止法第4条第2項第1号に掲げる値を基礎として、悪臭防止法施行規則第6条の3に定める方法により算出して得られる臭気指数
$I_w = L + 16$ I _w : 排水水の臭気指数 L : 悪臭防止法第4条第2項第1号の規制基準として定められた値（臭気指数 10）	

平成13年 3月 7日 札幌市告示第230号

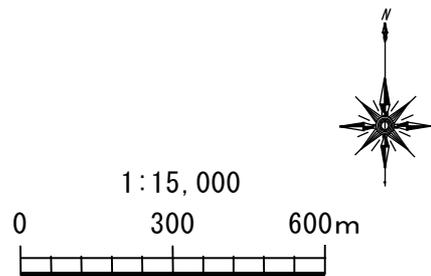


凡 例	
	事業敷地
	白石破碎工場の建設予定地
	既存施設(供用中の白石清掃工場)
	市 町 村 界
	区 界
	規 制 地 域

図 2-2-7-4

悪臭防止法に基づく規制地域図

この地図は、国土地理院発行の電子地形図 25,000 (オンデマンド版) の地形図(令和3年6月9日発行)を使用したものである。



出典：「悪臭防止法の地域指定の告示」(札幌市告示第581号，平成10年5月25日)

(8) 公害苦情の発生状況

過去5年における市内の公害苦情の発生状況は表2-2-8-1に示すとおりで、騒音に係る苦情が最も多く、令和2年度では約56%を占めている。

表2-2-8-1 公害苦情件数

	公害苦情件数				
	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
大気汚染					
ばい煙	25	18	27	32	23
粉じん	31	45	35	46	41
ガス等	3	1	3	2	0
その他	4	8	3	9	14
小計	63	72	68	89	78
悪臭	55	60	58	73	68
騒音					
事業場	39	35	39	43	48
建設作業	96	126	99	92	132
拡声放送	18	14	8	19	23
営業施設	14	10	6	9	22
交通	9	12	14	6	16
生活騒音他	1	4	1	6	9
その他	37	29	29	35	29
小計	214	230	196	210	279
振動	69	43	73	60	48
水質	1	1	1	2	1
土壌汚染	2	2	0	0	0
その他	25	12	4	19	23
合計	429	420	400	453	497

出典：「札幌市の環境－大気・水質・騒音等データ集－（令和2年度測定結果）」
（札幌市，令和4年3月）

(9) 主要な発生源の状況

ア 大気汚染

(ア) 粉じん

札幌市全域における大気汚染防止法、北海道公害防止条例及び札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく粉じん発生施設の届出状況は、表 2-2-9-1 及び表 2-2-9-2 に示すとおりである。

表 2-2-9-1 一般粉じん発生施設の届出状況

(令和3年3月31日現在)

一般粉じん発生施設		大気汚染防止法	北海道公害防止条例	札幌市生活環境の確保に関する条例
種類	堆積場	50	—	9
	ベルトコンベア・バケットコンベア	110	197	—
	破砕機・摩砕機	22	10	—
	その他	27	37	—
施設数計		209	244	9
事業所数		36	29	9

注) —は該当法令適用外の施設であることを示す。

出典：「札幌市の環境－大気・水質・騒音等データ集－（令和2年度測定結果）」

(札幌市，令和4年3月)

表 2-2-9-2 特定粉じん発生施設の届出状況

(令和3年3月31日現在)

特定粉じん発生施設		大気汚染防止法
種類	切断機・研磨機	0
	切削用機械	0
	プレス	0
事業所数、施設数計		0

出典：「札幌市の環境－大気・水質・騒音等データ集－（令和2年度測定結果）」

(札幌市，令和4年3月)

イ 騒音

札幌市全域における騒音規制法、北海道公害防止条例及び札幌市生活環境の確保に関する条例に基づく騒音発生施設の届出状況は、表 2-2-9-3 に示すとおりである。

ウ 振動

札幌市全域における振動規制法及び北海道公害防止条例に基づく振動発生施設の届出状況は表 2-2-9-3 に示すとおりである。

表 2-2-9-3 騒音発生施設及び振動発生施設の届出状況

(令和3年3月31日現在)

特定施設等	騒音発生施設			振動発生施設		
	騒音規制法	北海道公害防止条例	札幌市生活環境の確保に関する条例	振動規制法	北海道公害防止条例	
種類	金属加工機械	499	90	362	516	124
	空気圧縮機等	7,995	1,016	956	808	242
	遠心分離機	—	—	—	—	12
	土石用破碎機等	11	83	—	8	86
	建設用資材製造機械	12	17	—	1	12
	穀物用製粉機	23	0	—	—	—
	木材用加工機械	381	10	169	8	—
	印刷機械	636	50	—	314	93
	ロール機	0	—	—	6	0
	合成樹脂用射出成型機	0	24	—	0	24
	鋳造型機	16	0	—	27	0
施設数計	9,573	1,290	1,487	1,688	593	
事業所数	1,688	161	964	667	145	

注1) —は該当法令適用外の施設であることを示す。

2) 騒音関係施設については、施設数の減少又は2倍以内の増加については、届出の義務がないため実数と一致しない。

出典：「札幌市の環境—大気・水質・騒音等データ集—（令和2年度測定結果）」

(札幌市，令和4年3月)

エ 悪臭

札幌市全域における北海道公害防止条例に基づく悪臭発生施設の届出状況は、表 2-2-9-4 に示すとおりである。

表 2-2-9-4 悪臭発生施設の届出状況

(令和3年3月31日現在)

悪臭発生施設		北海道公害防止条例
種類	動物の飼養・収容施設	2
	飼料・肥料製造施設	13
	ゴム製品製造施設	5
施設数計		20
事業所数		5

出典：「札幌市の環境—大気・水質・騒音等データ集—（令和2年度測定結果）」

(札幌市，令和4年3月)